

**長崎国際大学**  
**自己点検・評価報告書**  
**2022-2023年度**

## 目 次

基準 1. 使命・目的	1
基準 2. 内部質保証	4
基準 3. 学生	3
基準 4. 教育課程	39
基準 5. 教員・職員	64
基準 6. 経営・管理と財務	71

記載は「(2) 自己判断の理由（事実の説明及び自己評価）」のみとして、「(1) 自己判定」〔基準 2 の自己評価〕は記載していない。



## 基準 1. 使命・目的

### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

#### 1-1-① 学内外への周知

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

#### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

#### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

#### 1-1-⑤ 変化への対応

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-① 学内外への周知

- 本学は、学校法人九州文化学園の建学の精神及び「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 3 条に定められた学園の目的に則り、「長崎国際大学 学則」第 1 条に「高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成すること」を大学の目的として明記している。この建学の精神を踏まえ、「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を建学の理念としている。教育の目標としては、「専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成」「地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」「異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」を掲げている。人間尊重を重視する本学の姿勢は、「いつも、人から。そして、心から。」というモットーに表れており、人間尊重の理念に基づき、地域社会や国際社会に貢献できる人材育成を推進している。
- 学部の目的は、学則第 3 条の 2 に、学科の目的は学則第 3 条の 3 に規定しており、「専攻分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、専攻領域において地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成すること」を教育研究上の目的として明記している。大学院の目的は、「長崎国際大学大学院学則」第 2 条に定めている。
- 「学生便覧」等に、建学の理念、教育の目標、モットーを明記し、毎年全学生及び教職員に周知するとともに、大学ホームページにこれらを掲載し、学内外に周知している。学生に対しては、入学時のオリエンテーションで「履修の手引き」を用いて建学の理念等の説明を行っている。また、初年次教育において茶道文化、ホスピタリティセミナーといった大学の理念を理解するための科目を配置している。教職員に対しては、新任教職員オリエンテーションや SD・FD において、理事長、学長より建学の理念等について説明を実施している。さらに、「建学の精神」を明記したクレドカードを作成し、役員を含む全教職員に配布することで、その理念の浸透を図っている。ステークホルダーに対しては、保護者懇談会で配布する冊子に大学の理念、教育目標を明記し、理解を求めている。

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

- 中期的計画の策定は理事長からの示達、それを踏まえた法人本部長、法人事務局長からの策定依頼が各部門に発出される。現行の中期計画「学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヶ年）」では、【戦略Ⅰ】建学の精神・理念に基づく人財養成と内部質保証の担保、【戦略Ⅱ】成長・発展のための教育改革とキャリア教育・支援の充実、【戦略Ⅲ】グローバル化と社会連携の強化、ステークホルダーとの関係強化、【戦略Ⅳ】ICT 化と施設設備の充実による教育環境の魅力向上と経営の効率化、【戦略Ⅴ】認知度やブランド力の向上と入学定員・収容定員の充足【戦略Ⅵ】財政基盤の安定と機動的な組織運営の強化、の 6 つを中核計画としている。建学の精神、建学の理念、教育の目標は大学の計画を貫く根幹であり、それを基に立てた 6 つの戦略を各部署の計画に落とし込んでおり、【戦略Ⅰ】において「建学の精神に対する深い理解と愛校心の醸成に向けて、初年次教育の取組を随時拡充する」また、【戦略Ⅲ】において「長崎国際大学の国際化ビジョン」に基づき、国際化戦略を進めるとともに、海外姉妹校や協定校との連携を強化し、外国人留学生の受入れや、日本人学生の海外留学等を積極的に推進する」と掲げているように、使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映している。

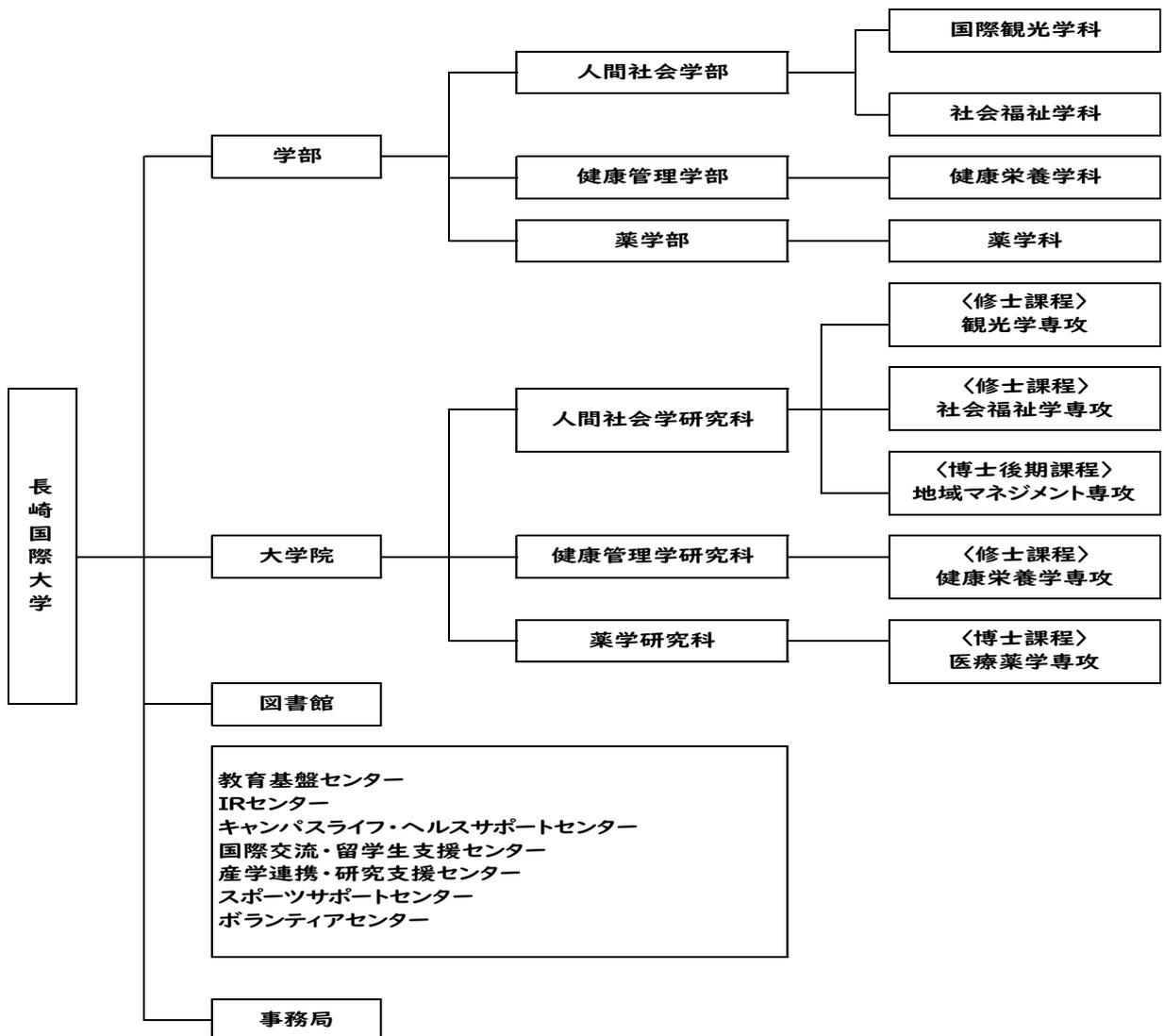
#### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

- 本学の建学の精神と理念は、大学の基本的な方針である 3 つのポリシーに反映され、教育活

動の根幹を形成している。建学の理念にある「人間尊重」は、「ホスピタリティを構成する次の諸能力を身に付け活用することができる人物に学位を授与」として、ディプロマ・ポリシーに反映されている。また、「ホスピタリティ」の精神を育成するために、「茶道文化」、「ホスピタリティセミナー」などの科目を設けていることがカリキュラム・ポリシーの「初年次教育」に記載されている。アドミッション・ポリシーでは、「理念に掲げる人物を育成するために、本学の教育方針を理解」と明記している。このように「建学の精神・理念」及び「教育の目標」は3つのポリシーを通じて、学生の育成目標、教育内容、入学者選抜の方針に一貫して反映されており、大学は、これらのポリシーに基づき、学生が社会で活躍し、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成している。

**1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性**

- 各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目標を達成するため下図の教育研究組織を構成している。学士課程は3学部4学科から、大学院課程は3研究科5専攻から構成されている。大学院課程では学士課程での学びを基礎とし、それぞれの専攻分野における高度専門人材を育成している。



### 1-1-⑤ 変化への対応

- 現在の大学及び各学部・学科の3ポリシーは、平成28(2016)年3月の学校教育法施行規則の改正に対応して、平成28(2016)年中に新たに見直しを行い改訂した。  
その後、平成31(2019)年度にカリキュラム・ポリシーの「C.評価」の部分具有独立させ、アセスメント・ポリシーとした。併せて薬学部薬学科のディプロマ・ポリシーを変更した。
- 「長崎国際大学 運営会議規則」第5条第2号において「本学の組織、運営の基本方針に関する事項」、第3号「全学的な教育目標、計画の策定に関する事項」と審議事項を規定しており、大学、学部・学科、研究科の3ポリシーについては、改正の必要性について、各種委員会等で検討し、学長に意見を具申し、教授会の議を経て、学長が改正を行っている。加えて、全学教育会議において、外部評価員による点検・評価を行うサイクルを確立している。
- 年度ごとの事業計画において、「経営状態の分析・可視化、現状の認識・共有」「本年度の事業計画」を検討して明記することで、時代の変化に対応した大学運営を行っている。令和7(2027)年度は学園創立80周年、大学開学25周年の節目の年を迎えるが、持続可能な大学運営のために、不断の教育改革を行っている。私立大学等改革相互支援事業にも全学的・組織的に取り組んでおり、特にタイプ3「地域社会への貢献」については、平成29(2017)年度長崎県・佐賀県の九州西部地域の大学等11校を含む産学官連合組織、「九州西部地域大学・短期大学連合プラットフォーム」、通称QSPの会長大学として、地域課題の解決や高等教育の質向上に対し、積極的に取り組んでいる。また、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材育成を目的とし、学部転換等の改革を行う大学を支援する令和6年度「大学・高専機能化支援事業」に選定され、令和9年度の「未来理工学部（仮称・設置構想中）」開設に向けた準備を進めている。本事業の選定にあたっては、前述のQSPにおける「リケジョ育成」の実績が評価された。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- 本学は、理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革に取り組み内部質保証を推進するために、平成 30(2018)年 2 月に「長崎国際大学内部質保証の基本方針」を定め、継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進している。
- 「長崎国際大学 内部質保証の基本方針」は、毎年度自己点検・評価委員会で見直しを行い、その後他の各種方針とともに運営会議での審議を経て教授会で審議され教職員に周知されるとともに、ホームページで公表している。
- 「長崎国際大学内部質保証の基本方針」、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」を定め、内部質保証推進のための責任体制を明確に定めている。内部質保証のための推進組織としては、自己点検・評価委員会が中心となって大学及び学部等の点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・改革に努め、内部質保証を推進している。
- 自己点検・評価委員会の構成は、「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」において、委員長は職指定の学長、委員は、副学長（職指定の IR センター長）、各学科長、各学科の委員、事務局長、大学評価・IR 室室長と定め、責任体制を構築している。
- 内部質保証体制の責任者は、「長崎国際大学内部質保証の基本方針」に明示しているように、学長であり、機関としては学長の責任のもと大学執行部とすべての構成員との連携・協力において推進している。学部・研究科、その他部局の内部質保証は、当該構成員の責任に基づいて行い、組織的には運営責任を負う組織が主体となって、内部質保証を推進することとし、具体的には、学部であれば学部長のもと、学部全体で内部質保証を推進する。
- IR センターは、大学、学生及びステークホルダー等の現状や要望の把握のため、機関調査として在学生調査、学生による授業アンケート、卒業生アンケート等を実施して、現状や要望・課題を把握・抽出し、自己点検・評価委員会等へ報告している。また、学生課と協力して保護者懇談会アンケート、「学長カフェ」等により、学生や保護者の要望等も把握するように努めている。
- IR センターは、①評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関する事項、②自己点検・評価活動への支援に関する事項、③教員の教育力向上の支援及び推進に関する事項等を所掌している。IR センター長は、自己点検・評価委員会副委員長である副学長を職指定で充てている。IR センターでの集計・分析の結果は、自己点検・評価委員会や各学部・学科等へ報告し、改善のための連携を図っている。自己点検・評価委員会へ報告された内容については、課題の確認等を行ったうえで全学の教授会で報告を行い、改善を促している。
- 事務組織である大学評価・IR 室は、自己点検・評価並びに認証評価、IR に関する事項を所掌し、在学生調査、学生による授業アンケート、卒業生アンケート等の各種調

査を自己点検・評価委員会の審議をもとに実施、大学、学生、ステークホルダーの現状等を調査し、データを蓄積するとともに、IRセンター、自己点検・評価委員会へ報告している。大学評価・IR室には、専任のIRerを配置している。

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 「長崎国際大学学則」第2条で自己点検・評価等について「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と自主的・自律的な点検評価の取組みを規定している。
- 本学では、適切にPDCAサイクルを循環させるために、2ないし3年に一度を目安に内部質保証のための自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として教職員、学生には学内ポートフォリオシステムで共有するとともに、情報公開のために大学ホームページに掲載している。点検・評価に関することは、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に従い、自己点検・評価委員会で審議し、点検・評価の項目等は、公益財団法人日本高等教育評価機構で設定されている基準を準用し実施している。
- 毎月定例で開催される運営会議において教学事項、入試募集及び就職等に関すること、さらに人事、財務に関することなど適宜報告等がなされ、法人と共有することによってその課題、対応等を協議し、PDCAサイクルを循環させている。
- 事務局では毎週、事務局長及び各課長等を構成員とした事務局責任者連絡会を開催し、現状の報告、課題等の確認、事業等の実施状況について連絡・共有している。この連絡会には理事長、法人事務局長、学長、副学長及び監事が出席し、必要に応じて意見を述べており、改善・充実等が必要な事項については、事務局より各部局や各委員会等へ提起し、PDCAサイクルを日常的に循環させている。
- ホスピタリティ・ループリックの学生自己評価に関しては、学部・学科の担当教員が個々の学生ごとに確認して指導している。また、教務委員会で学部・学科ごとの集計を確認して、IRセンター及び自己点検・評価委員会に報告することにより、3ポリシーを起点とした内部質保証を点検・評価している。その後、調査結果を全学教授会に報告し、必要な場合は学部・学科に改善を求め、PDCAサイクルを循環させている。
- 授業の点検・評価として、学生による授業アンケートを実施してハイブリッド授業評価システムにおいて教員個人ごとに集計するとともに、設問のクロス集計や経年比較、科目、学科、学部、学年等による集計を行っている。また、学生の自由記述に関してはテキストマイニング集計により、6カテゴリー30項目別に肯定、否定、中立、改善要望の意見に分類、学生の自由記述をデータ化して検証している。教員はその結果をもとに点検・評価を行い、それらを「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書(アクション・プランシート)」にまとめ、改善・向上策を明確にしている。

学生に対しては、授業アンケートの集計結果及び自由記述を学内ポートフォリオシステム上でフィードバックするとともに、ホームページに掲載し公開している。

- 授業アンケートによる評価の高い授業は、ベストティーチャー賞の授業アンケート部門における表彰の選考対象としている。また、評価の低い授業に関しては、各学部長の判断により学部長面談（学科長、自己点検・評価委員陪席）を実施し、課題等を確認して改善を求めている。面談の結果及び改善策は、自己点検・評価委員が報告書にまとめ自己点検・評価委員会に報告している。
- 基幹教員を対象に各学部・学科の計画で授業公開を実施し、基幹教員は互いに授業参観をして、終了後には各学部・学科で意見交換会を開催して問題点を抽出し、改善に資するようにしている。授業公開・参観状況及び授業参観後の意見交換会の内容等は、自己点検・評価委員会に報告され、課題・改善等を確認して授業改善に努めている。
- 教員個人の自己点検・評価として、①教育理念、②教育活動、③研究活動、④大学運営活動、⑤社会活動、⑥国際交流活動、⑦受賞等、⑧活動全般の自己点検・評価の8項目について、全基幹教員を対象に年度実施して報告書を取りまとめている。報告書は、全教員に公開されるとともに、人事考課等の参考資料、昇任昇格等の検討材料として活用している。平成30(2018)年度から、教育理念が追加された前記8項目はWeb上でティーチング・ポートフォリオとして運用している。

## 2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 現状把握のための調査やデータの収集を行う体制として IR センターを設置し、事務所管として大学評価・IR 室があたっている。
- 授業アンケートは、自己点検・評価委員会では実施方法・設問内容等を決定し、全体集計、学部・学科集計、授業形態別集計等を行い、教授会で報告している。また、ハイブリッド授業評価システムにおいて、各教員は集計結果の閲覧や経年比較を確認するとともに、結果に対する点検・評価及び改善計画（アクション・プランシート）を作成する。これらは、報告書として全教職員に公表するとともに大学ホームページで公開している。
- 大学 IR コンソーシアムに加盟し、在学生調査として一年生調査、上級生調査を毎年実施している。調査項目は、入学前の学習経験、授業経験、学修行動、受講態度、正課内外の活動時間、知識・能力の獲得状況、英語運用能力のレベル、大学生活、大学教育に対する満足度等である。一年生調査は1年次生を対象に、上級生調査は2～6年次生までの全学生を対象に調査し回答率は80%を超えている。調査結果は、加盟大学の同一分野での比較等により本学の現状を確認している。また、経年変化を確認することにより、教育改善の効果を可視化している。特に学修時間等は、各学部・学科において課題を抽出して、改善向上方策を策定し IR センターへ報告している。
- 卒業生アンケートは、卒業時に在学期間の満足度等を調査している。アンケートは集計され IR センターを通じて各学部・学科へフィードバックされ、各学部・学科において課題を抽出して、改善向上方策を検討し IR センターへ報告している。卒業生アンケートの回答率は85%以上を維持するように努めている。
- 大学評価・IR 室では、必要に応じて学生の属性（性別・出身県、高校等）と成績データ、各種アンケートの結果や国家試験の合否等を結合して分析を行い、IR センターに

報告している。これらの結果は各委員を通じ各学部・学科へフィードバックされ、学科運営の参考資料とされている。大学評価・IR 室で取り扱う情報は、学籍番号をすべて暗号化している。学生のアンケート等も学籍番号の記入を求めるが、集計時には暗号化しており個人情報の保護や取扱いは厳重にしている。

- IR 情報として集計されたデータは、可視化ソフト Tableau を活用し Tableau Cloud 上で管理され、ID を所持している IR センター及び関係職員等は分析及び確認ができるように共有されている。

## 2-3. 内部質保証の機能性

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- 学生の意見・要望の把握は、各種アンケートや学長カフェ、相談箱、教養セミナー担当者等における面談、オフィスアワー、事務局窓口での相談、CH サポートセンターの CSW（キャンパスソーシャルワーカー）、学生相談室（カウンセラー）、学生生活サポート室（教員・大学院生）のヒアリング等いくつもの機会を設けている。
- 授業アンケート、在学生調査、卒業生アンケート等に関しては、自己点検・評価委員会及び IR センターで調査結果を集計後、当該部局に課題抽出の検討を依頼している。その後、当該部局は検討結果を課題とし改善策を明確にし、改善に努めている。学長カフェでの意見は学生課より関係する部局等に改善策の策定が求められる。意見箱は月 2 回、学生課とハラスメント対策委員会が協働で確認をして、必要に応じて関係部署で対応する。オフィスアワーでの要望、「教養セミナー」での面談や国際交流・留学生支援センター、事務局窓口等で把握された意見・要望等は、その内容に応じて関係部署に連絡して、必要に応じて責任者連絡会や委員会等で共有し対応する。
- 授業アンケートについては、自由記述もすべてテキストマイニングを行い、要望等を把握するとともに、教員はアクションプランを作成し PDCA サイクルを循環させている。その他、各種調査の結果を全教職員が共有し、各学部・学科等で検証し課題の抽出・改善策を協議して、改善のための PDCA サイクルの循環を促している。
- 修学上の配慮に関する要望等は、合格者全員に保健調査票と併せて配慮申請書を配布して、常時必要に応じて受け付けている。また、大学生活の相談等を受け付ける学生生活サポート室を開設し担当の教員が待機するとともに、CSW、障がい学生支援コーディネーターを配置して、様々な相談等の窓口を設けている。

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- 全学教育会議を定期的で開催し、大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制、教育課程の編成方針等について、学外関係者を外部評価者として招聘して意見を求め、それを受けて内部質保証の機能性を担保している。外部評価者は各学部・学科に関係する団体の代表者、高等学校の代表者等である。

- 保護者会を本学及び九州各地若しくは Web 上で開催して、保護者との個別面談等の中で意見や要望等を把握し学科運営等へ反映している。大学周辺の関係者と定期的に意見交換する地域連絡協議会を設置している（コロナ禍から休止）。
- 機関別認証評価や分野別教育評価を通じて学外からの点検・評価を受け、指摘・参考意見等を自己点検・評価委員会や各部局で検討して改善に活用している。
- 九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業推進協議会会長校として、長崎県と佐賀県の大学・短期大学、自治体、経済産業界が連携し、産学官連携のプラットフォームを構築し地域の大学に対する意見・要望を把握して連携事業を推進している。
- 自治体、大学等教育機関、企業や医療関係機関と包括連携協定を締結し、それぞれの包括連携協定の趣旨に応じて定期的に意見交換等を実施している。
- 地域と連携して取り組む「教育・研究・スポーツ」等の活動について、計画や報告書等をホームページに掲載し、パブリックコメント方式で意見・提案を募集している。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- 三つのポリシーを起点とした内部質保証としては、アセスメント・ポリシーに基づき、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベル、学生レベルで学修成果に対する自己評価や外部評価を実施している。各種アンケート等は、大学全体、学部・学科別に集計を行い、経年比較等を行っている。授業レベルでは、単位付与状況、成績評価の分布、授業アンケート等を活用し、学生レベルではホスピタリティ・ルーブリック、卒業ポートフォリオ、卒業論文等の評価を適切に行い、改善向上に繋げている。
- 中期計画策定にあたっては「中期計画策定要領」に従い、理事長示達の方針、中期計画策定にあたって取り組む事項、留意点、目指すべき人材像等を考慮して策定することとしている。特に、認証評価等の結果を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期計画の検討・策定を行うことやガバナンス・コードとの整合性に留意するなど、点検・評価等の内容と結果を反映することが明示され PDCA サイクルの仕組みが機能するように定めている。各年度の事業計画策定にあたっては、中期計画を踏まえて、前年度事業報告の結果を検討したうえで策定し PDCA サイクルを循環させている。
- 自己点検・評価委員会では、毎年度末に自己点検・評価委員会の総括として事業計画に示した事業の実績に対して各委員がその評価を 4 段階で行うとともに、意見を付して点検・評価している。この評価を受けて委員長である学長は、委員長総括をしたうえで次年度委員会への課題の申し送りを行い、PDCA サイクルを有効に循環させている。
- ホスピタリティ・ルーブリックの学生自己評価に関しては、学部・学科の担当教員が学生個別に確認して指導している。また、教務委員会で学部・学科ごとの集計を確認して、IR センター及び自己点検・評価委員会に報告することにより、3 ポリシーを起点とした内部質保証の実践を点検・評価している。
- 自己点検・評価、認証評価の結果は、すべてホームページで公表・説明している。さらに、授業アンケートの結果や教員個人の諸活動（ティーチング・ポートフォリオ）、

成績分布の状況、各種アンケート結果も教育情報としてホームページで公開している。また、学内の関係者や学生には、ポートフォリオのシステムを活用して、内部質保証のための PDCA サイクルの状況を公開し、理解と支持を得られるように努力している。

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

- 本学では、建学の理念及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく学位授与・教育課程編成の方針を踏まえて、大学全体のアドミッション・ポリシーを策定している。これをもとに各学科が求める入学者像を示しながら、高等学校までに取り組んで欲しいこと、経験して欲しいこと、関心を向けるべきこと、習熟が望ましい教科などを提示した学科別のアドミッション・ポリシーを策定している。また他のポリシー同様、毎年各学科で検証を行い、必要があれば修正し、次年度のアドミッション・ポリシーを機関決定している。一例として令和 5(2023)年度募集のアドミッション・ポリシーからは、キャンパス多様性や学力の 3 要素を多面的・総合的に評価することが具体的に明記されている。周知については、Web 媒体のホームページのほか、印刷物の「大学案内(NIU GUIDEBOOK 2022～2023)」「入学試験 INFORMATION 2022～2023」「学生募集要項 2022～2023」にも記載しているほか、オープンキャンパス、進学説明会、高校訪問、出張講義などの機会を通して入学希望者（保護者含む）や高校教諭に直接説明を行っている。

##### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについては、PDCA サイクルを用いて実施と検証を行っている。例年第 1 回入試・募集委員会で前年度の入学者選抜全体を分析・検証し、それを踏まえて第 2 回入試・募集委員会で当該年度の入学者選抜実施要項（案）を策定、学部教授会及び全学教授会の議を経て決定している。

- 令和 4(2022)年度入学者選抜の主な改正点は、受験生の多様化と受験の選択肢を広く提供することを目的とし、①薬学部の特別選抜内に「自己推薦」を設け、年内入試で面接を課さずに学力検査と書類重視の選抜方法を導入したこと、②健康管理学部の大学入学共通テスト利用選抜において、利用科目のうち「英語」《必須》を『「英語」または「国語」』《選択必須》に変更した点である。
- 令和 5(2023)年度入学者選抜の主な改正点は、前年度の目的に加え受験の早期化や競合校に対応するため、①健康管理学部の一般選抜における理科の出題範囲を「化学基礎・化学」「生物基礎・生物」から「化学基礎」「生物基礎」に変更したこと、②薬学部の総合型選抜（英語資格型）を他学部と同様に 10 月から開始すること、③薬学部の一般選抜 A 日程の合格発表日を他学部よりも 1 週間ほど早めた点である。

##### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 3 学部 4 学科の入学定員は、国際観光学科の秋季入学を含めて 460 人である。令和 4(2022)年度の入学者数は 424 人で充足率は 92.2%、令和 5(2023)年度の入学者数は 447 人で充足率は 97.2%と堅調に推移している。
- 3 学部 4 学科の編入学定員は、国際観光学科（秋季入学含む）30 人と健康栄養学科 10

人の計 40 人である。このほか収容定員に欠員があれば社会福祉学科、薬学科が若干名を募集する枠を含めて編入学試験を実施しているが、令和 4(2022)年度の編入学者数は 41 人で充足率は 102.2%、令和 5(2023)年度の編入学者数は 38 人で充足率は 95.0%と手堅く推移している。

- 3 研究科 5 専攻の入学定員は、人間社会学研究科 3 専攻の秋季入学を含めて 30 人である。令和 4(2022)年度の入学者数は 23 人で充足率は 76.7%、令和 5(2023)年度の入学者数は 13 人で充足率は 43.3%と苦戦している。
- 上記の 3 点を踏まえ、学部と研究科を含む大学全体の入学定員は秋季入学を含めて 530 人である。令和 4(2022)年度の入学者数合計は 488 人で充足率は 92.1%、令和 5(2023)年度の入学者数合計は 498 人で充足率は 94.0%と堅調に推移している。

### 3-2. 学修支援

#### 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- 学修支援を行う組織として、全学教育会議、全学共通教育委員会、教務委員会、があり、教員と事務職員がそれぞれのメンバーとして運営している。
- 全学教育会議は、長崎国際大学及び大学院の教育活動の総合的实施に係る事項について審議する組織である。全学教育会議の構成員は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、教務委員長、大学院学務委員長、自己点検・評価委員会が選出した委員、事務局長、事務局次長、教務課長及び大学評価・IR 室長としている。項目によっては、構成員以外の者 (外部評価員) を出席させ意見を聴取している。全学教育会議は以下の項目について審議している。①大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制に関する事項、②大学及び大学院の教育の教育課程の編成方針に関する事項、③大学と大学院の接続に関する事項、④高等学校との連携及び接続に関する事項、⑤地域等との連携に関する事項、⑥その他教育に関し必要な事項としている。

全学教育会議では、前年度の大学及び大学院の事業報告及び外部評価員からの評価報告を受け、教育活動の点検・評価も実施し、次年度の教育課程の編成に活かしている。また、年度末の会議においては、IR 情報を活用し教育課程の適切性の検証を行い教育改善につなげるとともに、アセスメント・ポリシーに則り点検・評価を実施している。コロナ禍の影響により、令和 4(2022)年度においては、外部評価員が参加する 1 回の会議を書面会議としたが、事前に外部評価員から本学の教育活動について評価をいただき、学内で点検・改善を検討した結果を再度外部評価員へ報告した。令和 5(2023)年度においては、外部評価員が参加する対面での会議を 1 回実施し、令和 4(2022)年度の教育活動について点検・評価し、次年度への改善につなげた。

- 全学共通教育委員会は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会から選出された者、学長及び委員長が指名した者並びに事務職員(事務局長若しくは代務者、教務課長)で構成されており、全学共通教育を推進するため、以下の項目について審議している。①全学共通教育の実施方針に関する事項、②全学共通教育と専門教育と

の連携に関する事項、③その他全学共通教育に関し、学長が必要と認めた事項。

全学共通教育委員会での審議を経た教養教育の教育課程編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会において、カリキュラムの編成について審議している。特に、今後の予測不能社会を生き抜く資質を学生が身に付けるためには、持続可能な社会を創造していくことが重要である。そこで、SDGs で掲げられている課題に対し自らの問題として捉え、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を考える機会を提供する必要があることから、初年次教育の基幹科目である従来の「ホスピタリティ概論」に SDGs で掲げられた 17 の国際目標に関する内容を盛り込み「ホスピタリティと SDGs」を新設することを決定し、令和 4(2022)年度より全 1 年生必修科目として開講した。また、令和 5(2023)年度には、全学共通科目のカリキュラム改革として、これまで学科によって異なっていた国際理解区分の語学関連科目に関する卒業要件単位数を統一した。

- 教務委員会は、運営会議において基幹教員の中から指名された委員長、副委員長、学科長、各学科から選出された基幹教員及び事務職員（事務局長若しくは代務者、教務課長）で構成されている。委員会は、以下の項目について毎月審議している。①教育課程の編成に関する事項、②科目の履修に関する事項、③教務に係る学則及びその他諸規程、諸規則の制定・改廃に関する事項、④編入学に関する事項、⑤その他教務に関し、学長が必要と認めた事項。また令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度においては、コロナ禍の終息に伴い、引き続き感染者や濃厚接触者の対応等は継続しつつ、全面的な対面授業の実施など、授業及び定期試験の実施方法をコロナ禍以前の体制に戻した。
- 教育基盤センターは、副学長をセンター長とし、本学の教員の中からセンター長が推薦した副センター長、兼任教員、センター長が必要と認めた職員から構成され、学生の学修支援を行うとともに、運営委員会を開催して教育の質向上に向けた事項を企画・立案し、本学の教育の発展を担っている。具体的には、①～④の各部門に部門長を置き次の事項について審議・運営している。①学修支援部門は、学生一人ひとりに応じた学修相談及び学修支援、②初年次・共通教育部門は、初年次教育及び全学共通教育の企画・運営、③評価 IR・研修部門は、教育改善のための FD(Faculty Development) 及び職員の資質向上のための SD(Staff Development)等の企画・運営並びに授業評価の実施。令和 4(2022)年度において、教育基盤センター内の教職等支援部門のあり方について検討し、教職課程履修学生への支援については、実質教職課程委員会が担っており所管事項の重なりが多いため、教職等支援部門を廃止した。なお、教育基盤センターが管理するラーニング・コモンズ新型コロナウイルス感染症の影響により、閉鎖していたラーニング・コモンズについては、令和 5(2023)年 5 月より全面的に運営を再開した。同じく令和 5(2023)年度に離学防止対策として、入学前オリエンテーションの実施を決定し、入学後のオリエンテーションの効率化に取り組んだ。
- 全学共通科目の「ホスピタリティと SDGs」「教養セミナー」及び「茶道文化 I A・I B」は、本学において初年次教育科目と位置付けられており、本学の基本理念であるホスピタリティの獲得と自校心の育成にとって非常に重要な科目である。そのため、特に「ホスピタリティと SDGs」及び「茶道文化 I A・I B」では、教員と事務職員とが

連携し、授業を実施している。「ホスピタリティと SDGs」では、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2(2020)年度より、Zoom などのオンライン会議システムやポートフォリオシステムを活用した遠隔授業を中心に実施した。Zoom を活用したリアルタイムの遠隔授業を実施することで対面と同等の質を担保し、ポートフォリオシステムを活用することで、各学生とのコミュニケーションの場を確保することができたことから、令和 4(2022)年度以降においても、「ホスピタリティと SDGs」については、遠隔による授業実施を継続している。

- 学生が順調に学修をスタートできるように、教務委員会が核となり関係部署職員と連携し、各学科・学年別のオリエンテーションの企画運営を行っている。令和 5(2023)年度においては、離学防止の観点からオリエンテーションの運営方法改善について、教育基盤センター運営委員会で検討した。大学と学生のミスマッチを早期に解消することを目的に、入学前オリエンテーションを実施した。加えて、入学式後に実施されるオリエンテーションについても、従来の詰込み型の運営から、一部動画による配信や初年次教育科目である「教養セミナーA」との連携を行うことで効率化を図り、学生の負担軽減に取り組んだ。
- ポートフォリオシステムの活用にあたっては、学生が授業で作成したレポート等の成果だけでなく、そのプロセスで学んだ点や気付いた点を記録することが可能になっている。この結果、学修資料の蓄積だけでなく授業外学修時間の確保や確認テストによる理解度の把握もなされている。コロナ禍においては、ポートフォリオシステムの様々な機能を活用することで、出席状況の把握や学生と教員双方が質疑応答や意見交換を行う場を設け、双方向型の遠隔授業を実践した。コロナ禍以降に対面授業となっても、これらの機能を引き続き活用することで、授業の質の向上を図っている。一方、学生は、ホスピタリティ・ルーブリックをもとにポートフォリオシステムと連動したルーブリック評価システムに自己の成長を記録することができる。教員はこの記録を活用して、担当学生との面談を年 2 回行っている。面談内容は、単位修得状況、出席状況、進級状況等に加え、ディプロマ・ポリシーに掲げている書物からの学びの状況、ルーブリック評価等であり、終了後、指導記録が同システムに記録される。加えて、面談内容で特に記録に残しておいた方が良いと判断された事項に関しては、別途面談システムにその内容が記録され、次年度以降の担当教員に引継がれ情報共有が図られている。
- 学内にラーニング・コモンズを 4 か所設けており、学生は自由に利用でき、自主学修のための場所となっている。そのうち 1 か所には基幹教員の管理のもと SA(Student Assistant)を配置している。また、学生のプレゼンテーションやディスカッションのために、電子黒板や可動式の机や椅子を配置するとともにパソコンの貸出し等も行っている。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会では、保健室、学生相談室及び学生生活サポート室の運営に関する事項について協議・審議をし、議決された事項は学長報告と教授会へ報告又は提案をしている。キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会は、正副センター長（委員長は副センター長、副委員長は委員の中から委員長が指名した者）及び各学科から選出された基幹教員、産業医、事務局長

若しくは代務者、保健師、看護師、養護教諭等の衛生管理者、センター事務職員で構成されており、年4回以上開催している。

- 学生支援 SD・FD は、毎年実施している。その中で令和 4(2022)年 12 月に京都大学学生総合支援機構の村田淳准教授を講師として「障害のある学生の社会移行を見据えた支援の在り方」のテーマで、新型コロナ感染防止のため、動画配信の形式で実施した。令和 5(2023)年度は、新型コロナ感染症の規制緩和に伴い、従来の対面形式の授業へ移行されていることもあり、教職員が学生と対面で対応する際のポイントや注意点を再確認するため、9 月に公認心理師・臨床心理士でもある大分大学福祉健康科学部の池永恵美准教授を講師として、「教職員のための基本的な学生対応のポイント」をテーマとし、動画配信の形式で実施した。

#### 【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、学生が専門的な学修をより深められるよう、そして資格取得や就職活動に早くから取り組めるようにコース制を設けている。コースには、観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースの三つが設定されている。
- 上記の 3 コースを設け将来の進路を見据えた履修モデルを設定し、早期からの職業意識の醸成と専門分野の資格・免許取得を促進しており、そのサポートも行っている。
- 学科の学事委員会がオリエンテーションの企画・運営を担い、毎年、全学年に向けて実施している。新型コロナウイルス感染症の対策が引き続き行われており、令和 4(2022)年度では、対面とオンラインを組み合わせるなど工夫をしながら実施した。令和 5(2023)年度は、基本的に対面で実施したが、マスクの着用を推奨するなど感染症にも、注意を払いながら実施した。このように、教員が学生のサポートをするために工夫をしながら、適切に運営している。
- 学科教員と教務課の職員と国際観光学科担当職員が協働し、全学生の修得単位数一覧や GPA(Grade Point Average)の低い学生のリストなどを使って、ゼミ担当教員と教務課の連携のもと指導が必要な学生へ重点的な支援を行っている。
- 資格取得を目指す学生のために、旅行業務取扱管理者試験対策講座、公務員試験対策講座、TOEIC 対策講座等を実施している。旅行業務取扱管理者の国家試験資格合格のため、科目「旅行業務エキスパート I A～II B」を開設している。国内旅行業務取扱管理者試験は令和 4(2022)年度 10 人合格、令和 5(2023)年度 9 人合格であった。総合旅行業務取扱管理者試験は令和 4(2022)年度 3 人合格であった。
- 秘書検定については、令和 4(2022)年度は 2 級合格 11 人、3 級合格 12 人、令和 5(2023)年度は 2 級合格 1 人、3 級合格 8 人であった。ビジネス文書検定は令和 4(2022)年度 3 級合格者は 2 人であった。
- ホテルビジネス検定については、令和 4(2022)年度は 2 級合格者が 13 人、1 級合格者が 2 人、令和 5(2023)年度は 2 級合格者が 4 人、1 級合格者が 1 人であった。
- 国際観光学科では、グローバル人材育成の観点から、TOEIC 等の英語資格取得にも力を入れており、授業以外でも TOEIC 対策講座等を実施し学生の学びをサポートしている。本講座は、グローバルツーリズムコース以外の学生も受講可能である。TOEIC L&R 500 点以上の取得者は、令和 4(2022)年度は 22 人、令和 5(2023)年度は 23 人で

あった。

- 学修支援としてスポーツ関連では、公認スポーツ指導者の資格を令和 4(2022)年度は 13 人取得、令和 5(2023)年度は 11 人取得した。健康運動実践指導者の資格は、令和 4(2022)年度、2 人取得、令和 5(2023)年度は 3 人が取得した。令和 4(2022)年度には新型コロナウイルスの影響で実施できなかったマリンスポーツ（ダイビング）も、令和 5(2023)年度には実施でき、4 人が資格を取得した。
- 博物館学芸員課程では必修科目である実習 A（見学実習）、実習 B（学内実習）、実習 C（館園実習）のうち、特に実習 B は 1 クラス 15 人を定員とし、留学生の資格取得に対しても積極的にサポートしている。

### 【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、令和 3(2021)年度に改訂された新カリキュラムによる社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を円滑に運用するため、学科内のソーシャルワークコースとメンタルヘルスコースの各コース担当教員と教務課職員とが密な協働体制を取りながら進めている。特に、令和 4(2022)年度は新カリキュラムへの改正に伴い、ソーシャルワークコース所属学生が 2 年次で初めて「ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ」の現場実習を受講するに際して教職協働体制で実習先との調整の作業を遂行した。
- 学科内に国家試験合格支援委員会を設置(社会福祉士部会 4 人、精神部会 1 人、介護部会 1 人の計 6 人の委員で構成)し、3 国家資格（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）受験に向けた学修支援の体制を整備している。
- 社会福祉学科では、3 国家資格試験の合格率向上を学科の最重要課題の一つとして位置づけ、下記のような学修支援活動に全学科の教員が取り組んでいる。
  - ・ 4 年次に「社会福祉総合演習」（社会福祉・精神保健・介護）を開講し、3 年間の総括的な学修を通して学んだ知識を総点検することで、国家試験合格にもつながる科目として実施
  - ・ 年 5 回の外部業者模試、レベルチェックテストの実施とそのフィードバック
  - ・ 夏季特別対策講座の実施
  - ・ 課外講座（追加学修時間）の実施
  - ・ 受験予定者への面談の実施
  - ・ 精神保健福祉士国家試験受験対策では、週に 1 度程度の学修会を実施
  - ・ 介護福祉士国家試験対策では、学生のレベルに応じた個別指導を実施
  - ・ 新カリキュラム移行後の令和 5(2023)年度の 3 年次カリキュラムにおいて「国家試験基礎演習」の科目を設けて 3 年次より国家試験対策を実施これらの取組みにより、令和 4(2022)年度卒業生の各国家試験の合格率は、社会福祉士は 51.4%、精神保健福祉士は 100%、介護福祉士は 100%という結果であった。さらに、令和 5(2023)年度卒業生の各国家試験の合格率は、社会福祉士は 83.3%、精神保健福祉士は 100%、介護福祉士は 100%という結果であり、全国の私立大学でも上位の合格率を達成することができた。
- 保育士国家資格については、社会福祉学科及び他学科の学生を対象として、後期授業開始時期から年度末の 3 月までオンラインでの遠隔形式とした。保育士試験科目を 8 回に分けて学科の教員が担当し、学科専門外の科目においては、他学科の教員との協

働体制で保育士国家資格のサポートを行っている。

**【健康管理学部健康栄養学科】**

- GPA 制度を活用し、前年度の GPA が低値の学生に対して担当教員が面談を行い、履修指導・学修指導を実施している。面談時には「履修登録計画表」を作成し、教務課に提出している。また、高値の学生には、「卒業研究」を優先的に選択することができるメリットについて明示している。
- CH サポートセンターからの新入生の情報提供により、新入生が大学生活に順応できるよう配慮し、担当教員を決定している。  
1 年次生の化学と生物の基礎学力試験を行い、学科専門関連科目の「栄養の化学演習」及び「栄養の生物学」について学力に応じた講義・演習を実施している。また、化学については、教育基盤センターと協働して、正課外のリメディアル教育を実施し、基礎学力の向上を図っている。
- 3 年次生に対する「臨地実習」の事前指導において、実習施設に提出するプロフィールの書き方の指導をキャリアセンターと連携して行っている。
- 4 年次生は、正課外に 250 回を超える国家試験対策を行い、管理栄養士としての総合的な知識の修得及び定着を図っている。

**【薬学部薬学科】**

- 講師以上は、1 学年当たり 3、4 人の担任となり、履修指導、学修指導、出席状況把握、各学期の定期試験後の個別面談等を行っている。担任は、入学時から 4 年次まで同じ学生を担当するため、単位修得状況や学修成績の推移を把握し、学生の個性や諸活動を理解した上での効果的な学修指導が可能となっている。また、1~4 年次の各学年に学年主任（各 3 人）を配置し、学年全体の学修状況を把握している。
- 薬学教育支援センターには、センター基幹教員 3 人を配置している。本センターは、主に原級留置者の学修支援の場であり、主に原級留置者の出席管理、個人カルテの作成、個人面談、保護者会等を実施し、学生、担任、保護者と情報を共有して支援に努めている。
- 1 年次の全学共通科目である「基礎の化学」「基礎の生物学」「基礎の物理学」「基礎の数学」、また、学科専門科目である「化学演習」「物理学演習」については、習熟度別にクラス分けを行い開講している。また、プレイスメントテストや中間試験の結果をもとに、成績下位の学生に対して補習を行い、薬学事務室と協働して定期試験前には土日にも教室開放を行っている。
- CBT(Computer Based Testing)に関する問題を解答できる CAI (Computer Aided Instruction)システムを平成 20(2008)年から導入し、学生が各自でパソコン、タブレット、スマートフォン等を介して、時間や場所を問わず学修する環境を整えている。また、夏休み等休暇期間中の課題にも活用している。
- 6 年次の総合演習ⅢA・ⅢBにおいて、薬剤師に必要な総合的な知識の修得及び定着を図ることで、国家試験に向けたサポートを行っている。

**【人間社会学研究科観光学専攻】**

- 各専攻では、学生 1 人に対し主指導教員 1 人、副指導教員 2 人からなる論文指導体制を整備するとともに、教務課とも協働し、学生の履修相談に応じている。履修状況の

確認を定期的に専攻会議において行い、所定の2年間で修了に向けた指導に万全を期している。

**【人間社会学研究科社会福祉学専攻】**

- 社会福祉学専攻では、学生1人に主指導1人、副指導2人の教員で論文指導体制を整え、2年課程で学位取得を実現している。教員と教務課は協働して、仮題目提出、題目提出、中間発表会原稿提出、論文提出の期日及び学位論文審査委員会の設置等の年間スケジュール表やポートフォリオを用いて計画的に学生の学修支援を行っている。

**【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】**

- 地域マネジメント専攻では、主指導教員1人、副指導教員2人で博士論文の指導体制を整え、3年間で学位取得を目指している。

**【健康管理学研究科健康栄養学専攻】**

- 健康栄養学専攻では、特別研究指導担当教員との相談の上、研究テーマ及び履修計画を立て柔軟な時間割設定を行っている。また、教務課と連携し、履修登録状況及び論文指導体制について確認を行っている。
- 1年次生に対して、健康栄養研究報告会で特別研究の中間報告を義務づけ、研究の進捗状況を報告し、大学院の担当教員から研究推進のためのアドバイスを受ける機会を設けている。

**【薬学研究科医療薬学専攻】**

- 医療薬学専攻では、入学院生の希望を踏まえて研究指導体制を編成し、教授会において確認している。

**3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実**

- 教員の教育活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・SAを適切に活用している。本学のTAは、大学院生が担うものであり、学部の演習科目、実習科目を中心に教育補助を行っている。配置科目としては、令和4(2022)・令和5(2023)年度は、表3-2-1のとおりである。令和4(2022)年度から原則として全ての科目が対面授業となったため、任用数が増加した。TAの採用にあたっては、授業科目を担当する基幹教員からの申請を受け、教務委員会の議を経て、学長が決定している。TAの業務内容は、資料の配付や小テスト等の監督補助及び実習・演習の補助である。特に、TAは学部生への学修方法のアドバイスを行うなど、教員とは異なる身近な支援者となっている。また、留学生に対しては授業の補助のみならず、大学生活を送る上での相談相手となるなど重要な役割を果たしている。

**表 3-2-1 TAによる学修支援**

科目群	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
全学共通科目	「コンピュータ基礎演習IA・IB」	「生涯学習概論」 「学際連携研究」
国際観光学科 専門科目	「日本語会話A」 「博物館実習B」 「博物館資料論」	「博物館実習B」 「博物館資料論」 「日本史」

	「日本史」 「博物館資料保存論」 「博物館概論」	「博物館資料保存論」 「博物館概論」
社会福祉学科 専門科目	「ソーシャルワーク実習の理 解」 「共通福祉演習」	—
健康栄養学科 専門科目	「栄養教育論実習Ⅰ」 「調理学実習Ⅰ」 「スポーツ栄養学実習」 「栄養情報処理」 「調理学実習Ⅱ」 「健康科学実習」 「給食栄養管理実習」	—
薬学科 専門科目	「微生物学・免疫学実習」	「微生物学・免疫学実習」

- 教育補助業務及び個別学修指導の支援を目的とし SA を配置している。SA は、その科目の単位修得者又はそれと同等の資格を有する本学 2 年次以上の学生であり、当該授業科目等を担当する基幹教員が推薦し、学長が任命している。令和 4(2022)・令和 5(2023)年度は、表 3-2-2 のとおりである。該当科目は、①茶道文化系科目、②スポーツ実習系科目、③語学系科目、④コンピュータ基礎演習系科目、⑤実験・実習系科目、⑥その他、必要と認められる科目である。
- TA 及び SA に任命された学生は、支援前に必ず研修を受けることが義務付けられており、学内ポートフォリオに動画を掲載し、視聴及び視聴後のレポート提出を義務付けた。研修内容は、①支援方法、②ハラスメントについて、③合理的配慮についてである。
- 個別学修指導としては、薬学科において、履修学生の希望を踏まえ、単位を修得した成績優秀者が下級年次生の指導を行っている。令和 5(2023)年度は、前後期で 64 人の SA により 62 人の学生が学修支援を受けた。被支援学生のアンケートの結果、極めて好評なことから、今後も継続すべき取組みと考えている。

表 3-2-2 SA による学修支援

科目群	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
全学共通科目	「茶道文化ⅠA・ⅡA・ⅠB・ⅡB」 「コンピュータ基礎演習ⅠA・ⅠB」 「スポーツ実習 C」 「日本語入門 A」	「茶道文化ⅠA・ⅡA・Ⅰ B・ⅡB」 「コンピュータ基礎演習Ⅰ A・ⅠB」 「スポーツ実習 C」
人間社会学部 共通科目	—	「キャリア開発Ⅰ」
国際観光学科	「器械体操」	「博物館実習 B」

専門科目	「水泳」 「日本語会話 A」 「アカデミックジャパニーズ I A」 「日本語会話 B」 「地域産業の魅力」 「旅行業論」 「球技 A」 「陸上競技」	「起業論」 「器械体操」 「水泳」 「地域産業の魅力」
社会福祉学科 専門科目	—	「認知症の理解 I」
健康栄養学科 専門科目	—	「栄養情報処理」
薬学科 専門科目	「実務実習総合実習」 「微生物・免疫学実習」 「生物薬剤（事前学習）」 「生薬学実習」 「衛生薬学実習」 「処方箋解析実習」 「分析化学・放射線化学実習」 「臨床生理学実習」 「薬理学実習」	「調剤 I」 「衛生薬学実習」 「調剤 II」 「分析化学・放射線化学実習」 「微生物学・免疫学実習」 「医療コミュニケーション（事前学習）」 「臨床生理学実習」 「生化学実習」 「処方解析実習」 「総合実習」 「生薬学実習」 「薬理学実習」
授業以外の補 助業務	薬学部個別学修指導	薬学部個別学修指導 ラーニング・コモンズ

- 教員の教育活動の支援及び学生の主体的な授業への参加を促す目的で、学生の出席管理システムを導入している。このシステム導入により教員は、担当する科目の出席状況だけでなく、担任となっている学生の出席状況を把握することができる。さらにリフレクション・カードやポートフォリオ内の「respon」機能の活用や課題やレポートの提出を以て出席とするなど、学生の主体的な学びを確認している教員も多い。学生の出席状況は、保護者もスマートフォンやパソコン等を使用して確認できる。
- 学修支援を目的として、オフィスアワー制度を全学的に採用している。教員が対応できる曜日と時間帯を記載したものをポートフォリオに掲示し、学生は随時確認することができる。教員は、この時間以外でも在室中はできる限り学生に対応している。他の方法としては、ポートフォリオやメール、Zoom 等の遠隔会議システムを活用し学

生の質問や相談に対応している。

- GPA が、1.5 未満の学生については、必要に応じて、履修登録計画表を提出させ、学力向上を図るようにしている。また、GPA が 1.0 未満の学期が 3 期連続し、学業に対する熱意を欠き成業の見込みがないと判断された学生に対して、学長が退学勧告を行う制度を設けた。この制度の適用例はいまだないが、各学生は各学期開始時に大学生活及び学修状況を見つめ直す機会となっている。これらにより、中途退学による離学防止に努め、また、休学及び原級留置への早期対策を試みている。
- 教務委員会において、各学科の退学、休学及び原級留置についての情報を共有し、修業年限内での卒業率向上に向けて一層の学修支援を要請しているが、令和 4(2022)年度の進級判定に伴う原級留置者は、健康管理学部は 10 人、薬学部は 72 人、令和 5(2023)年度は、健康管理学部は 14 人、薬学部は 73 人となった。健康管理学部及び薬学部ともに前年度を上回る結果となった。さらに、卒業延期者については、令和 4(2022)年度が健康管理学部は 8 人、薬学部は 30 人であり、令和 5(2023)年度が健康管理学部は 3 人、薬学部は 14 人となった。
- 障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への様々な支援を行っている。全学生に対して入学前及び年間を通して、合理的配慮申請を受付け、CH 及び各学部長から構成される合理的配慮の提供内容検討会議を経て、学長が配慮内容を決定している。その上で、修学上の配慮が必要な学生の情報について、守秘義務のもとに教職員間で情報共有し、非常勤講師を含む教職員が配慮提供を行っている。具体的には、授業中における座席位置の配慮や板書撮影許可のほか、支援機器や教材の配置、パソコン操作やノートテイク等の授業中のサポート、学内移動等の大学生活面に関するサポートを行っている。また、修学上の配慮が必要な学生の対応をする教職員のために、冊子及びデータ版「学生サポートブック～教職員ができるサポート～」、バリアフリーマップを配付するとともに、FD・SD を実施し、全学的な合理的配慮についての理解を深めている。
- 障がい学生支援の一環として、ピア・サポート制度がある。ピア・サポートとは、仲間(peer)による支援(support)を意とし、パソコン操作や講義中のポイントテイク等の修学面や学内の移動等の大学生活面に関するサポートを行っている。コロナ禍において、ピア・サポート利用学生については、対面と遠隔のハイブリット形式の授業でもサポートできるよう、支援学生（以下、ピア・サポーター）は利用学生が履修している科目の遠隔授業を一緒に受講しポイントテイクが出来るようサポート方法の変更や調整を行った。
- 令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度のピア・サポート利用学生及び登録しているピア・サポーター(支援する学生：有償)は下表のとおりである。

	ピア・サポート利用学生(配慮申請)		支援学生(ピア・サポーター)			
	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 4(2022)年度 (人数 / 時給)		令和 5(2023)年度 (人数 / 時給)	
学部生	7 人	7 人	55 人	854 円	53 人	898 円
大学院生	1 人	-	4 人	1000 円	1 人	1000 円

- 障がい学生の支援者となるピア・サポーターの育成を目的として、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度ともに、4月に「ピア・サポーター説明会（募集）」を行い、ピア・サポーター登録希望者に対しては、後日「ピア・サポーター登録説明会」を開催して、ピア・サポート業務に関する研修を行った。それ以降にピア・サポーター登録希望が出た場合は、随時個別に研修を実施して、全てのピア・サポーター登録者が研修の受講するようにしている。また、令和 4(2022)年 4月と 10月、令和 5(2023)年 4月と 9月には長崎国際大学ピア・サポート学生組織（以下、NPS）が中心となり、「ピア・サポーター研修会」を開催した。研修内容は、学内での移動支援方法、ピア・サポート利用学生の声やピア・サポーターの体験報告、授業でのポイントテイクや UD トーク（コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ）を使用して音声情報を文字化する支援など、支援機器の設置・操作方法の説明及び体験となっている。さらに令和 4(2022)年 12月に長崎大学障がい学生支援室主催の公開講演会に NPS 執行部の学生 5人と教職員 2人が参加し、令和 5(2023)年 11月には、学園祭の学術研究発表で 161人の来場者に対して「ピア・サポートについて知ろう」のテーマで発表を行った。令和 6(2024)年 2月には、九州大学インクルージョン支援推進室主催の九州大学ピア・サポーター総会と交流会に参加し、先進校との情報交換や交流を深めた。これまでのピア・サポート活動の成果の一つとして、令和 5(2023)年度の「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣奨励活動表彰を受けた。それに伴い、学内では NIU 賞も受賞した。
- ピア・サポートの利用について、令和 5(2023)年度は、ピア・サポートを利用している学生（配慮申請学生）に対しても講習会を実施した。
- 修学上の配慮事項が決定した学生についての教職員間の情報共有は、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度ともに 4月に教職員全員を対象とした SD・FD を新型コロナウイルス感染防止対策として、ポートフォリオを活用し、動画を含む資料配信の方法で実施した。配慮申請した学生から同意を得た上で、教職員全員に対し、学内ネットワークを利用した「修学上の配慮が必要な学生の情報」の確認方法と守秘に関する説明及びエビペンの使用方法説明動画の配信を行った。配慮が必要な学生の個別の情報シートの中には、配慮理由や内容、履修科目と担当者が記載されている。さらに、配慮する際に参考となるように、平成 27(2015)～29(2017)年度の 3か年でキャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員と長崎短期大学学生支援関係の教職員及び本学キャリアセンター職員と共同により 3部作として作成した「学生サポートブック～教職員ができるサポート～」の内容が見られるようにしてあり、該当学生のサポートに最も参考となるページの表示もしている。また、該当学生が履修している科目を担当する非常勤講師には、同様の情報を紙媒体の資料として配布し、受領書も回収している。なお、年度終わりには紙媒体資料は返却してもらっている。また、「学生サポートブック」はポートフォリオへ掲載して利用できるようにした。教職員が必要な情報を共有することで、関係者が連携しながら、該当学生が大学生活で必要とする配慮や支援を行っている。
- 障がい学生の実習が円滑に行われるよう、「長崎国際大学修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規」に基づき、障がい学生本人の同意の上、実習先施設

に配慮事項の情報提供を行った上で実習を行っている。

- 障がい学生支援の充実のために、教職員と NPS の協働で学長裁量経費を利用し、SDGs の 17 の目標の内、目標 4「質の高い教育をみんなに」目標 10「人や国の不平等をなくそう」で掲げている『教育』『不平等』の観点から、「NIU ピア・サポート活動による SDGs の実現」をテーマとし、障がいの有無に関わらず、平等に教育を受けられるための取組みを行った。令和 4(2022)年度には、既存するバリアフリーマップの更新作業やピア・サポートの研修を充実させることで支援スキルの定着を図った。令和 5(2023)年度には、「学生生活サポートブック」を改訂し、最新の社会的動向を踏まえて、障がい学生への理解と対応を可視化した「新版学生生活サポートブック」を発行した。

### 3-3. キャリア支援

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

#### 3-3-② キャリア支援体制の整備

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

- 教育課程内のキャリア支援は、国際観光学科及び社会福祉学科においては学部共通科目として「キャリア開発」、健康栄養学科においては「健康栄養入門」、薬学科においては「薬学入門」で、職業観の育成や社会人基礎力を身に付ける教育を行っており、キャリアデザインについての学修や早期体験学修等、各学科の特色に合わせた内容を実施している。
- 全学共通科目のキャリア支援科目と位置付けている「学際連携研究」「地域の理解と連携」は、複数の学科の教員、ゲストスピーカーによるオムニバス等で実施し、本学の特色ある科目となっている。「学際連携研究」では、ほかの専門分野・他職種との連携について学んでいる。「地域の理解と連携」では、テーマを『いのち』と『市民の一員としての地域との関わり』とし地域理解・地域連携を学んでいる。また、これらの授業を通して、他学科の学生と交流しながら、各学科の専門の考え方の多様性、専門職種の役割とその連携について学んでいる。

#### 【人間社会学部国際観光学科】

- 前年に引き続き毎年 4 月の学年別オリエンテーションで、就職に関する説明を行い、就職を考える上で必要なことを学年別に分けて段階的に説明している。さらに、学内で学んだ理論と実践の有機的結合を図り、観光を総合的に学ぶため、「インターンシップ A・B」「長期インターンシップ」「地域連携活動 I A・I B・II A・II B」「国内観光研修 A・B・C・D」「海外観光研修 A・B・C・D」「観光研修 E」及び「海外留学」を開講している。
- インターンシップの運営は、学科内のキャリア委員会を中心に運営している。適切な運営のために、実習先ごとに専門分野などを考慮して学科内の担当教員を決め、選考段階から連携し実施・運営している。

#### 【人間社会学部社会福祉学科】

- 学科内就職委員会を設けて、学生のキャリア教育に関する取組みを強化している。具

体的には、4月に実施するオリエンテーションで、1年次生には「大学での学び、社会福祉学科での学び、取得可能資格等」の講話を通してキャリア教育を意識して行っている。2年次生は「2年生の学び」の中で「3年生の進路選択を行う時期」の講話を通してキャリア教育を行っている。3・4年次生には学科内就職委員による「就職について」の講話等を通して就職支援を行っている。

- 全学共通科目である「教養セミナーB」において、各分野の実践現場で活躍している卒業生をゲストスピーカー（7～8か所の福祉分野より）として招き講話を通して、社会福祉分野への関心を高め、自分のキャリアについてのイメージを高めることを目的とする授業を行っている。
- 毎年6月に、学科独自の合同企業説明会を、キャリアセンターと協働で実施している。具体的には、キャリアセンター経由でマイナビ担当者の参加を得るとともに、令和4(2022)年度は13社、令和5(2023)年度は19社の県内外福祉関係事業所・一般企業・刑務所等の公的機関の参加を得て参加した。4年次生の就職活動支援に加え、2・3年次生においても参加を呼びかけて、早期のキャリア形成を促している。これに加えて、ゼミ担当教員をはじめとする各学科教員が学生からの相談に常に対応できる態勢をとり、必要に応じてキャリアセンターにつなぐなど、最大限のキャリア支援を図っている。
- キャリア教育の一環として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験資格の指定科目に応じて、人間社会学部社会福祉学科実習状況（表3-3-1）のとおり2～4年次を対象に学外実習を行う。実習にあたっては、まず学内にて事前に施設に関する学修し、実習担当教員より実習計画の作成や実習ノートの記入に関する指導を受けた上で、相談援助実習（新カリキュラムでは、ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ・Ⅱ）、精神保健福祉援助実習（新カリキュラムでは、ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ・Ⅱ）、介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの現場実習を行う。実習実施期間中は、各施設所属の実習指導者が指導に当たり、本学実習担当教員も巡回指導又は学生の帰校による指導を行う。各実習の実施状況は下記図表のとおりである。

**表 3-3-1 人間社会学部社会福祉学科 実習状況（\*新カリキュラム以降）**

実習名等	対象年次	実習期間	実習施設
ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ	2年次	60時間（8日間）	老人福祉施設、病院・医療機関、社会福祉協議会、児童福祉施設、障害福祉サービスを行う施設など
ソーシャルワーク実習（社会）Ⅱ	3年次	180時間（23日間）	
ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ*	3年次	60時間（8日間）	精神科病院・医療機関、精神障害者を対象に行う障害福祉サービス施設など
ソーシャルワーク実習（精神）Ⅱ	3年次	150時間（19日間）	
介護実習Ⅰ	2年次	180時間（23日間）	老人福祉施設、障害福祉サービスを行う施設、在宅介護事業所など
介護実習Ⅱ	3年次	90時間（11日間）	

介護実習Ⅲ	4年次	180時間(23日間)	
-------	-----	-------------	--

\*「ソーシャルワーク実習(社会)Ⅰ」の単位修得した場合は、「ソーシャルワーク実習(精神)Ⅰ」を免除となる。

#### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 1年次生は、専門基礎科目である「健康栄養入門」において、管理栄養士の業務内容、職業倫理について学び、実務家教員による行政や病院の管理栄養士の業務内容の説明を受けている。また、管理栄養士としての経験豊富なゲストスピーカーによる講義を実施している。管理栄養士の資格は、医療職以外の分野においても幅広く活躍できる資格であることを、本学卒業生の就職先及びその業務内容の紹介を通して周知している。
- 3・4年次生は、学外実習として設定・開講されている「臨地実習Ⅰ(給食の運営)」、「臨地実習Ⅱ(給食経営管理論)」、「臨地実習Ⅲ(公衆栄養学)」、「臨地実習Ⅳ(臨床栄養学A)」、「臨地実習Ⅴ(臨床栄養学B)」において、学内での学修をもとに学校、事業所、病院、福祉施設、保健所等で合計180時間以上の実習を行っている。

表 3-3-2 健康管理学部健康栄養学科 実習状況

科目名	対象学年	選択/必修	実習時間	実習施設
臨地実習Ⅰ (給食の運営)	3~4	必修	45	小学校、自衛隊、事業所、 介護老人保健施設、病院
臨地実習Ⅱ (給食経営管理論)	3~4	必修	45	小学校、自衛隊、事業所、 介護老人保健施設、病院
臨地実習Ⅲ (公衆栄養学)	3~4	選択必修	45	保健所、 市町村保健センター
臨地実習Ⅳ (臨床栄養学A)	3~4	選択必修	45	病院、介護老人保健施設
臨地実習Ⅴ (臨床栄養学B)	3~4	選択必修	90	病院、介護老人保健施設

#### 【薬学部薬学科】

- 教育目的に掲げる「医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師」の育成に向け、薬学生の幅広い進路と各職業の社会的役割を理解するよう促している。また、薬剤師に求められる資質を向上し、薬剤師の職能を身に付けるため、1年次から医療教育プログラムを実施している。具体的には、表 3-3-3 のとおりである。医療教育プログラムのレポート等を成果物として、平成 27(2015)年度入学生より「医療人育成のためのポートフォリオ」に保管して、学生自身の振り返りと省察に活用している。

表 3-3-3 薬学部薬学科医療教育プログラム

医療薬学プログラム名	対象年次	実習・学習期間	実習・学習施設
薬学入門	1年次	前期	学内(学外講師を含む)
早期体験学習	1年次	4日間	病院、保険薬局、行政機関、福祉施設

臨床体験学習	2年次	1日間	病院
医療倫理教育	3年次	1日間	学内(学外講師を含む)
参加型医療教育(寄付講座)	3年次	1日間	学内(学外講師)
薬学実務実習事前学習	4年次	前期・後期	学内(学外講師を含む)
地域の期待に応える実践活動	4年次	1日間	学内(学外講師、同窓生、地域行政関係者)
施設訪問研修(寄付講座)	4年次	2日間	製薬企業、医薬品卸販売会社、調剤薬局
薬学実務実習	5年次	22週間	病院(11週間)、保険薬局(11週間)

- 医療教育プログラムとしては、1年次は「薬学入門」において病院、薬局、製薬会社で活躍している医師、薬剤師等を講師に迎える授業を、また、令和7年からは「教養セミナー」において薬局、病院、福祉施設等を見学する早期体験学習を行っている。2年次は、「ホスピタリティ演習Ⅰ」において夏季休業中に病院で臨床体験学習を行っている。3年次は、「ホスピタリティ演習Ⅱ」で医療倫理教育と、東洋医学の観点から薬剤師の職能を考える参加型教育(寄附講座)を行っている。4年次は、5年次に実施される薬学実務実習に備え、基礎的な知識を整理し、臨床現場における理解力・判断力・問題解決能力を醸成するための事前学習科目「調剤Ⅰ・Ⅱ」「医療コミュニケーション」「処方解析」「総合実習」を開講している。5年次生は、学外実習が必修となっており、医療の現場で病院薬剤師と薬局薬剤師から直接指導を受け、薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識し、医療人としての職業倫理や責任感を身に付けることにしている。

#### 【人間社会学研究科観光学専攻】

- 院生のキャリア支援については該当学生の主指導教員が対応しており、研究科全体のキャリア支援体制は整備している。

#### 【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉の国家資格を有する大学教員が多い社会福祉学専攻では、福祉業界への就職を希望する学生のキャリア支援について当該学生の主指導教員が対応しており、研究科全体のキャリア支援体制は整備している。

#### 【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 就職を希望する学生のキャリア支援について当該学生の主指導教員が対応しており、研究科全体のキャリア支援体制は整備している。

#### 【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 社会人学生(大学教員)が多い地域マネジメント専攻では、一般学生のキャリア支援について当該学生の主指導教員が対応しており、研究科全体のキャリア支援体制は整備している。

#### 【薬学研究科医療薬学専攻】

- 本専攻では、キャリアパスの経験等を指導教員が伝える形で実施している

### 3-3-② キャリア支援体制の整備

- キャリア支援の全学的な体制としては、各学科から選出された基幹教員と事務職員で就職委員会が組織され、原則として毎月1回定例会議を開催している。定例会議で審議される事項は、①学生の就職・進学に係る企画立案に関する事項②学生に対する就職・進学の指導及び相談に関する事項③就職先企業・職場の開拓に関する事項④学生の就職・進学に係る情報収集及び公開に関する事項⑤就職・進学ガイダンスの開催に関する事項⑥就職に関する特別講座・講演会等の開催に関する事項⑦就職先名簿の作成及び就職に係る諸統計に関する事項⑧その他学生の就職・進学に関し、学長が必要と認めた事項について審議している。委員会で審議し議決された事項は、教授会で審議又は報告され、学長に報告される。
- キャリア支援を実施する事務組織として、キャリアセンターを設置し、学生への個別指導・助言、各種セミナーの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取り組んでいる。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導等の就職全般の相談・指導業務はキャリアセンターで随時対応している。
- キャリアセンターでは、教育課程外の取組みとして、企業団体等のパンフレット、求人情報等、就職にかかわる情報を収集、提供している。また、ガイダンス情報、各種特別講座の開講情報及び求人情報については、ポートフォリオやメールでも必要な情報を提供している。
- 個別対応のスキル向上のために、職員のキャリアコンサルタント国家資格取得を目指し、4人が新たに取得した。理論に基づく適切な進路相談や進路指導に対応できるようになっている。
- 令和4(2022)年度の就職希望者数に対する就職率は96.0%、令和5(2023)年度は94.4%であった。学科別・業種別(本学独自分類)進路は表3-3-4～表3-3-7のとおりである。国際観光学科は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した観光業界への就職も、令和4(2022)年度より回復し、令和5(2023)年度は、コロナ禍前の平成30(2018)年度を上回る20.2%であった。また、令和5(2023)年度は、社会福祉学科は64.6%が福祉関連分野、健康栄養学科は88.6%が栄養関連分野、薬学科は100%が薬学関連分野(医療・公務)にそれぞれ就職している。

表 3-3-4 人間社会学部国際観光学科就職状況

区 分	旅行・宿泊	テーマパーク・娯楽	卸売・小売	教育・公務	その他	就職者 合計	進学
令和4年度	19	15	40	23	84	181	7
就職割合(%)	10.5	8.3	22.1	12.7	46.4	100	—
令和5年度	25	6	30	20	102	183	14
就職割合(%)	13.7	3.3	16.4	10.9	55.7	100	—

表 3-3-5 人間社会学部社会福祉学科就職状況

区 分	老人 福祉施設	病院	障害者 福祉施設	児童 福祉施設	公務	その他	就職者 合計	進学
令和 4 年度	9	5	6	8	5	26	59	1
就職割合(%)	15.3	8.5	10.1	13.5	8.5	44.1	100	—
令和 5 年度	7	9	5	8	3	16	48	4
就職割合(%)	14.6	18.8	10.4	16.7	6.2	33.3	100	—

表 3-3-6 健康管理学部健康栄養学科就職状況

区 分	病院 福祉施設	栄養士 委託業	食品 メーカー	教育・公務	その他	就職者 合計	進学
令和 4 年度	35	22	3	4	5	69	2
就職割合(%)	50.7	31.9	4.4	5.8	7.2	100	—
令和 5 年度	30	18	2	6	14	70	0
就職割合(%)	42.8	25.7	2.9	8.6	20	100	—

表 3-3-7 薬学部薬学科就職状況

区 分	病院	調剤薬局	教育・公務	就職者 合計	進学
令和 4 年度	28	45	2	75	1
就職割合(%)	37.3	60	2.7	100	—
令和 5 年度	30	53	2	85	1
就職割合(%)	35.3	62.4	2.3	100	—

- キャリアアップにつながる特別講座やセミナー実施のため、就職筆記試験対策（eラーニング）として、SPI 適性試験や一般常識試験など、採用試験で課される問題の解法のコツを学び、得点アップにつなげている。また、WEB 資格講座により、TOEIC、簿記、MOS 検定をはじめとした仕事に役立つ人気の 25 の資格講座を行っている。
- 職場見学ツアーで官公庁や地元の企業を中心にバスツアーを実施している。仕事をしている現場を体感することで、様々な視点を養い、就職活動に役立てている。
- 就職支援として、学生と企業との接点を増やすことを目的に学科ごとに学内企業説明会を実施している。令和 5(2023)年度には国際観光学科の学内合同企業説明会を初めて開催したことで全学科の合同企業説明会開催が実現し、合計で 136 社の参加があった。また、個別の企業説明会は 24 回（24 社）開催し、59 人の学生が参加した。
- 「就活写真撮影会」では、就職活動で使用する写真の撮影会を学内で実施している（令和 5(2023)年度は年 4 回実施）。メイクやヘアセットはプロの美容師、撮影はプロのカメラマンが担当する。就職活動に向けたスイッチを入れる動機づけになっている。
- 公務員試験対策講座を行い、公務員を目指す学生を対象に、模試やガイダンスを行い幅広い職種に対応できる教養科目を重点的に指導している。
- 就職ガイダンスを行い、「自己分析」や「エントリーシート&履歴書の書き方」「面接試験対策」を通じて、就職活動に役立つスキルの取得に寄与している。
- 学科別学内企業説明会を行い、多くの企業担当者を大学に招き、学内企業説明会を開

催している。学科別に実施するため、学生の進路希望に沿った業種業界を招き、企業理念から業務内容・業績・福利厚生・求められる人材像まで詳しく情報収集することが可能となっている。

- 学生の就業体験は、長崎インターンシップ推進協議会（長崎県）と連携し教育課程外のインターンシップを実施している。学内で募集を行い、将来のキャリアプランを考慮した最適なインターンシップ先の紹介を行っている。インターンシップの前後には、事前・事後指導を実施し、実務経験を通じたキャリア意識の醸成を支援している。
- 留学生のキャリア支援については、留学生担当職員を配属し、グローバル人材ビジネス実務検定試験の実施、留学生の企業訪問バスツアー、留学生採用検討企業人事担当者への「高度外国人材採用セミナー」実施を行うとともに、留学生に対し「就活ガイダンス&個別面談」や「留学生OBとの交流会&企業説明会」を行った。
- 西九州大学の就職支援窓口と連携することで、学生の就職に関する相談や支援を相互に行い、各大学の強みや地の利（長崎・佐賀双方の求人情報等の共有）を生かしたキャリア支援を強化している。
- 在学生専用の就職支援ポータルサイト「NIU キャリアセンターオンライン」の運営を行っている。オンラインサイトを通して、求人票やインターンシップなどのイベント情報を掲載している他、キャリアセンターへの相談予約機能から、気軽に相談予約できる環境を整えている。
- 障がい学生（合理的配慮申請学生含む）の就職支援体制については、外部の就労移行支援機関（社会福祉法人南高愛隣会）と包括協定を結び、キャリアセンターとCHサポートセンター、社会福祉法人南高愛隣会との連携により、産学連携の就労移行支援モデルとした「入学時からの就職支援」の就職支援制度を構築している。本制度において学生への就職支援プログラムを実行し、調整を図る段階まで来ており、次年度は完成形を目指している。

#### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 主に3年次生を対象として、キャリアセンターと協働し学内合同企業説明を6月に実施している。管理栄養士が幅広く活躍できる資格であることを理解して就職活動に臨むことができるよう意識付けを行っている。1、2、4年次生も参加可能としている。
- 卒業生の就職先や管理栄養士・栄養士の職能団体である「栄養士会」からの求人情報等について、学修支援システムを活用し学生に周知している。

#### 【薬学部薬学科】

- 5年次生を対象として、キャリアセンターが企業研究セミナーを12月に実施している。低学年からの薬剤師としての職能の意識付けのためにも、1~4年次生も参加可能としている。
- 卒業生の就職先や求人情報等について、同窓会薬学部門のホームページにおいて紹介し、在学生へ案内している。

#### 【大学院】

- 大学院生の就職相談には主指導教員が対応するとともに、キャリアセンターの活用を指導している。

### 3-4. 学生サービス

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

- 安定的な学生生活を継続するために「学生委員会」が設置されており、「長崎国際大学学生委員会規程」により原則毎月 1 回開催し、必要に応じて臨時開催している。また、学生委員会を所管する学生課が日常の学生サービスや厚生補導に係る業務を行っている。他にも学生課が所管する委員会としてはボランティアセンター運営委員会とハラスメント対策委員会が別途組織されている。
- 留学生の学修指導・生活相談や在留資格手続き等に関するや国際交流事業推進のために、国際交流・留学生支援センター及び事務組織である国際交流・留学生支援室が設置されている。
- ハラスメント対策委員会では、各学科から 2 人、事務局から 2 人、計 10 人のハラスメント相談員を選任し、学内の 2 か所に相談箱を設け、相談しやすい環境を整えている。さらに、ハラスメント防止、啓発の一環として、「STOP harassment」小冊子を教職員及び全学生へ配布し、教職員対象のハラスメント防止に関する研修を動画にて実施、令和 5(2023)年度には学生対象のハラスメント防止に関する動画も作成、配信を行った。また、事案に対しては適切な対応に努めている。
- 本学には、大学女子寮の「チューリップハウス（1 棟 80 室）」、指定女子学生寮の「ブルメンダールマンション（1 棟 120 室）」、強化指定部や外国人留学生用の「南風崎 MG レジデンス（1 棟 150 室）」があり、居住面でも学生をサポートしている。その他にも賃貸借契約しているアパートとして、邦人学生用の「アネシス崎岡Ⅲ（1 棟 10 室）」、外国人留学生用の「アネシス崎岡Ⅱ（1 棟 18 室）」、「アネシス広田（1 棟 14 室）」がある。
- 入学前の合格者に対し、「学生生活準備情報」を配布し、通学方法をはじめとした学生生活にかかるルールやマナーを事前に周知している。入学後は、新入生オリエンテーションにおいて「学生便覧」を用いて説明し、学生生活が円滑に過ごせるよう情報を提供している。同日には併せて、「STOP harassment」小冊子を配布して、ハラスメントの説明やその予防・対策等を解説している。成人年齢が 18 歳に引き下げられたことを受け、防犯やゴミの出し方のほか、薬物乱用防止講話や消費者トラブルの実例について消費生活センターより講師を招き説明の時間を設けた。さらに留学生を対象に、在留資格やアルバイトの時間制限等の、奨学金制度等の説明も実施している。
- 課外活動は令和 5(2023)年度現在、体育会強化指定 13 団体、体育会運動部 6 団体、体育会サークル 10 団体、文化会文化部 4 団体、文化会サークル 6 団体、同好会 8 団体が大学公認の団体として認められており、約 5 割近い学生がいずれかの団体に所属活動している。
- 新入生に対してはオリエンテーションのほか、入学式から約 2 週間後に、学生・教員間での交流促進や離学防止を目的とした「フレッシュマンセミナー」を開催している。（令和 5(2023)年度参加率約 92%。令和 4(2022)年度参加率約 93%。）参加者アンケ

ートでは、総合満足度「満足」「やや満足」の計 87%という高い評価を得ている。

- たばこ健康に関する WHO や厚生労働省の提言を受け、喫煙者だけでなく受動喫煙による循環器系の病気やがんに対するリスクマネジメントと、大学構内の環境美化を目的として、平成 28(2016)年度より「大学敷地外周道路周辺及びキャンパス内全面禁煙」としている。令和元(2019)年 7 月に施行された改正健康増進法でも大学における受動喫煙の防止が明確に規定されたが、本学はそれに先んじて活動していた。一方で、上記禁煙エリアを定めた後も、たばこポイ捨てがゼロとはなっていないことから、学生委員会と学生会が主催して学生・教職員協働での「タバコポイ捨て撲滅運動」を前後期それぞれ 1 ヶ月間実施している。たばこの吸い殻やゴミを拾い集めることで、喫煙マナーや構内美化を啓発する活動を続けている。令和 5(2023)年度は 5 月 22 日から 6 月 23 日まで、11 月 6 日から 12 月 8 日まで実施した。
- 「タバコポイ捨て撲滅運動」よりも以前から継続して、「クリーンキャンパス運動」を年 2 回、学生・教職員協働で大学敷地内及び周辺エリアの一斉清掃活動を行っていた。令和 2(2020)年度前期は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となったが、後期から令和 5(2023)年度後期まで、新たに「クリーンキャンパスウィーク」として、学生の感染症に対する意識向上の啓発活動も兼ねて、利用教室等を除菌シートで拭き掃除をする活動を実施した。すべての学生が 1 回は参加できるように、実施期間及び対象の授業は各学科で設定した。
- 令和 5(2023)年度後期から住所・電話番号変更を申請用紙によるものからメールでの申請に変更した。申請方法を変更したことにより、迅速にどこからでも申請可能となった。また、大学から付与したメールアドレスのみでの申請とし、本人確認及びセキュリティの問題も解決した。
- 全国で大学生による薬物事案が複数発生したことを受け令和 5(2023)年 9 月に学生課が主体となり公認団体向けに「第一回薬物乱用防止講話」を実施した。全学生及び全教職員対象に、薬物乱用防止に関する動画を作成し、啓発活動を継続している。
- 令和 5(2023)年 2 月にキャンパス内にカーシェアを設置し、学生移動手段の多様化と利便性に寄与している。稼働率は 15%と全国平均と比して高い数値であり、学生同士の交流機会が増えるなど学生満足度も向上が図られている。
- 平成 28(2016)年に発生した熊本地震をきっかけとし、近年多発している自然災害による罹災者に対し、授業料減免の措置を実施している。
- スポーツ活動のめざましい成果や文化活動の功労などに対しては、「表彰に関する内規」に基づき、該当する個人又は団体がある場合は学生委員会で審議のうえ「学長賞」「NIU 賞」を決定する。賞の授与は、学長が卒業式当日、あるいは前日に行い、その功績を広く称えている。(令和 4(2022)年度実績：学長賞 学業 4 人、スポーツ 1 人、NIU 賞 個人 1 人、団体 3 人 令和 5(2023)年度実績：学長賞 学業 4 人、スポーツ該当なし NIU 賞 個人 4 人、団体 3)。
- 令和 5(2023)年 4 月から従前のキャリアセンタースペースを拡張し、そこへ学生課が移転することでより充実した学生をサポートする体制を構築した。一例としては、これまでキャリアセンターが求人情報等を WEB 上で提供していた「NIU キャリアセンターオンライン」を学生課が紙ベースで掲示板に掲示していたアルバイト求人票にも

適用し WEB 案内に変更した。そのことで、アルバイト求人票を必要とする低学年から就職情報に触れることができ、キャリアデザインの端緒とすることができた。

- 本学の建学の理念・教育の目標や学生の修学状況を保護者と共有し、学生に対するより良いサポートを実現するために、学生の担当教員と参加希望の保護者が対面あるいはオンラインにて面談を行う保護者会を実施している。コロナ禍前、令和元年(2019)年度までは本学での開催に加え九州各地で実施していたが、令和 3(2021)年度からはオンラインでの対応を追加した
- ボランティアセンター運営委員会では、新型コロナウイルスが第 5 類に変更されたことで、災害ボランティアへの学生派遣への基準を変更した。また、ボランティア活動に際しては、優先的に案内する学生を決めるため、毎年度始めに本学独自のボランティア人材バンク登録を行なっている。令和 5(2023)年度は 43 人の登録があった。
- 経済支援として、日本学生支援機構の奨学金のほか各財団及び企業・自治体等の団体からの奨学金制度を紹介、仲介、取次ぎ及び記入方法や申請手続きなどのサポートを行っている（日本学生支援機構奨学金における令和 4(2022)年度 7 月現在の貸与奨学金利用者 1,220 人、修学支援新制度利用者 268 人、令和 5(2023)年度 7 月現在の貸与奨学金利用者 1,177 人、修学支援新制度利用者 269 人）。なお、一般学生は学生課が、外国人留学生は国際交流・留学支援室が窓口となり、申請から貸与・給付終了までの諸手続きを担っている。
- 学業、スポーツの戦績などが秀でている者に対する「特待生（学業）」「特待生（スポーツ）」、系列校である九州文化学園高等学校などからの「内部進学者に対する授業料減免」、実用英語技能検定、TOEIC 等の級やスコアで減免される「英語資格特待」、社会福祉学科に入学を希望する者で、住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯の子又は社会的養護を必要とする子に対し受験料・授業料・教育充実費の全額を免除する「社会福祉学科特別奨学生制度」、障がいのため修学上特別な負担を有する学生に対し支援金を支給する「障がい学生に対する修学支援費」、同窓会から在籍学生の修学の奨励及び学資に充てることを目的とした支援金「同窓会特別奨励金」、本学に同時期に兄弟・姉妹が在籍している学生への経済的支援を目的とした支援金「兄弟・姉妹在籍者奨学金」が運用されている。
- 留学生に対しては、「私費外国人留学生の授業料減免規程」に基づき、授業料の減免を行っている。日本語能力及び各年度末の学業成績に応じ、第一種・第二種に区分されている。
- 本学では、留学生の受け入れや日本人学生の海外留学を支援するため、「国際交流・留学生支援センター」を設置している。このセンターには、国際交流に関する豊富な知識と経験を持つ専門職員を配置しており、英語をはじめする多言語での対応が可能である。センターでは、以下のサポートを提供している。

①住居サポート

留学生専用の宿舍の提供に加え、提携している指定不動産会社を通じて、留学生向けのアパートの紹介・手配を行っている。さらに、アパート契約時には連帯保証人の役割も果たす。

②生活相談支援

学生は生活や文化の違いによる不安や悩みに関する相談することができる。多言語対応の職員が在籍しているため、母語での相談が可能である。

③在留関係や行政手続きの支援

ビザの申請・更新、住民登録、健康保険の加入手続きなど、日本での生活に必要な行政手続きをサポートしている。

④奨学金や経済支援

経済的負担を軽減するための奨学金申請手続きを支援している。また、アルバイトの紹介や求人情報の提供も行っている。

⑤交流イベントや生活指導

留学生と日本人学生の交流を目的として、グローバルトークを定期的で開催している。さらに、留学生が日本文化を理解し、日本での生活に慣れるための地域交流イベントも実施している。(令和5(2023)年度16回開催、延べ参加人数は306人) これらの様々な文化交流を通じて、留学生と日本人学生との相互理解を深め、友人づくりや地域への適応を支援している。

⑥日本人学生の海外留学支援

日本人学生向けの短期留学・長期留学の提供、個人留学・研修等の相談窓口としても機能している。本学国際化ビジョンの目標の一つとして掲げる「日本人留学生の海外留学を促進」のため、「インターナショナルフェア」を開催するとともに留学体験談、海外で活躍する日本人からの講話、SIPSプロジェクトなど海外留学の動機付けを行っている。また、短期留学プログラム募集期間中に留学説明会や相談会を開催し、参加者増に努めている。

- 学生生活安定のための支援組織の一端を担うキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターは、学生及び教職員の心身の健康の保持・増進並びに学生生活における日常的な相談・支援及び障がい学生支援を全学的立場から行うことを目的に開設され、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活支援等を行っている。キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターは心身に関する相談・支援として三つの相談窓口（保健室・学生相談室・学生生活サポート室）をコーディネートしながら運営しており、それぞれの専門性を持った又は研修を受けた教職員が、からだ・こころの健康、修学、大学生活等、役割分担しつつも連携し、相談・支援体制を整えている。キャンパスソーシャルワーカー、常勤カウンセラーも配置している。新年度初めのオリエンテーションでは、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター3室の役割やその利用方法に関する説明、修学上の配慮に関する申請やピア・サポート、障がい学生に対する修学支援費に関する制度の説明を行っている。
- 学生相談室は週5日開室し、カウンセラー（臨床心理士/公認心理師）による、学生の心理的支援及び人間関係形成が不得手な学生の支援を行っている。必要に応じて、保護者や担当教員、関係教職員との面接や、本人の承認を得た上で主治医と連携を図っている。また、学生相談室では、毎年度初めにポートフォリオを活用し、全学生を対象とした「心の健康調査（60項目からなる University Personality Inventory）」（質問内容は日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語を準備）を実施している。その結果からスクリーニング対象となった学生へ、調査結果説明の面接を行い、心理面接

を希望した学生には面接を継続している。加えて、大学生活における人間関係を築く上でのつまずきやそれに伴う孤立感などの不適応を予防し、学生生活へのさらなる適応を促すため、学内で安心して過ごせる居場所を提供することを目的とした「NIUランチアワー」を週1回開催している。

- 学生生活サポート室では、「教職員のための基本的な相談対応のポイント」の研修を受けた各学科の教員と、「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター学生生活サポート室室員研修」を受けた大学院生が所定の時間帯に待機し、学業面や大学生活面、対人関係等のサポートを行っている。令和4(2022)年度は新型コロナ感染防止のため、ZOOMや電話を使用してサポートを行った。令和5(2023)年度からは、新型コロナ感染症が感染症法上での5類移行に伴い、対面形式の面談も復活させ、サポート希望者が望む形式で対応している。
- 学校保健安全法第13条及び学校保健安全法施行規則第6条に基づき、学生の定期健康診断を実施している。令和4(2022)年度、令和5(2023)年度の学生(休学者は除く)は全員受診済みで、受診率は、平成24(2012)年度から令和5(2023)年度まで連続して100%であった。健康診断の実施方法については、新型コロナ感染防止策として、令和2(2020)年度から受診者が集中しないよう、集合時間を10分ごとに10人程度密に区切って密にならないようにし、1人ずつの検温と毎朝提出する健康チェック(ポートフォリオを活用)の提出画面を確認して受付をした。発熱や体調面の不調が見られる場合は帰宅させ後日受診させた。
- 学生の自己管理対策として、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度は、新型コロナ感染防止を考慮し、実施方法を令和2(2020)年度より変更して二つの講習会を実施している。一つは「熱中症対策講習会」で、ポートフォリオで動画を含む資料を配信し、全学生へ周知を行った。もう一つは全学部1年次生を対象に「教養セミナーA」にて、「AED(自動体外式除細動器)講習会」を動画配信にて実施した。
- 心身の健康に関する情報を、定期的に「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより」を発行し、全学生及び全教職員へ学内掲示とポートフォリオ活用により配信している。
- 新型コロナウイルス感染症については、学生や教職員が感染に不安を持たないように、NIU利休庵診療所やNIU疾患検査センターと連携した感染防止体制を整え、細心の注意を払い、感染者の早期発見、早期受診(処置)の対応と感染状況に合わせた対応をした。感染拡大防止策の一つとして毎日実施する「健康チェック(全学生及び全教職員対象)」、「利休庵診療所」、「NIU疾患検査センター」との連携により、有症状者には個別に状態を確認した後の受診や迅速なPCR検査を行い、感染の早期発見とクラスター発生の抑止が出来た。また、新型コロナワクチン接種やインフルエンザ予防接種の時期には、全学生及び全教職員対象として、接種希望者へ学内で集団接種を実施した。
- 新型コロナ感染防止策として、ポートフォリオのアンケート機能を利用した本学独自の「健康チェック」を令和5(2023)年5月31日までは、全学生及び全教職員へ提出させ、その内容を保健室で確認し、体調不良者へ個別に連絡を入れ、内容を確認している。状態に応じて受診や保健所への連絡、自宅療養時の注意点などのサポートを行っ

た。令和 5(2023)年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置付けが 5 類への移行されたことに伴い、6 月 1 日からは、健康チェックの提出方法を体調不良者のみ提出と変更した。しかし、体調不良者へのサポートについては、保健所への連絡以外の変更はせずに対応した。

- 学内での危機管理の一環として、傷病者が発生した場合の緊急連絡先や方法を各教室、トイレ、エレベーター等に貼付し、緊急時の対応がわかるように表示している。また、新型コロナウイルス感染防止策として、学生が使用する全教室に手指消毒液の配置と、教室前面に授業開始時に確認する「健康チェック項目」の掲示をした。
- 障がいのある学生に対する修学支援として、「長崎国際大学障がい学生に対する修学支援費支給内規」に基づき、障がい者手帳を有する学生又は医師の診断書により学長が認める学生を対象に半期 120,000 円を超えない額を支給している。その内訳は、身体障がい学生の排泄介助に保護者が必要とする交通費補助や聴覚障がい学生の支援機器購入補助等であり、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度それぞれ 1 人の学生に対して支給している。

#### 【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、大学院生を RA（リサーチ・アシスタント）として採用し、指導教員が取り組む研究プロジェクトに参加させて、調査研究能力の向上を図っている。

#### 【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、成績優秀な大学院生 1 人を 4 年間の任期付きの院生助手として任用する取組みを行っている。
- 医療薬学専攻では、社会人大学院生が就業と研究活動を両立できるように、講義科目を夕刻、あるいは土曜日に開講することで、円滑に講義を履修できる取組みを行っている。
- 医療薬学専攻では、長期履修制度を導入し、社会人、家事・育児・介護等に就いている者などに対して未修学年数の 2 倍に相当する年数以内の在学を認め、大学院生が研究活動を両立して計画的に研究を進められる取組みを行っている。
- 医療薬学専攻では、長期履修制度の対象者の授業料等について、標準修業年限の授業料等の総額からすでに納入した標準の授業料等の総額を減じた額を長期履修期間の残りの修学年数で按分した額としている。

### 3-5. 学修環境の整備

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### 3-5-② 図書館の有効活用

#### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

- 校地面積は 150,863 m<sup>2</sup>、また、校舎面積 27,007 m<sup>2</sup>を含む建物延面積は 35,128 m<sup>2</sup>であり、設置基準上必要な面積を十分に確保している。設置している建物は、1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、5 号館、6 号館、7 号館、研究棟、薬学研究棟、食堂棟、図書館、

体育館、茶道文化研修棟、野球部部室棟及び大学本部棟である。食堂棟 1 階には学食を整備しており、図書館棟 1 階には、コンビニエンスストア、ATM を設置している。運動施設として、体育館、グラウンド、令和 5(2023)年 4 月に竣工した人工芝の多目的グラウンド(8,229.8 m<sup>2</sup>)、アーチェリー場、野球場及び室内練習場、サブグラウンド(内野練習場)、テニスコート(ハードコート 2 面、砂入り人工芝 2 面)、ゴルフ練習場、共用室及びグループ企業「南風崎 MG レヂデンス(株)」に空手練習場を設置し、課外活動の場として提供している。

- 施設・設備の整備については、各学部・学科の要望、学長カフェ及び卒業生アンケートによる学生の要望等に基づき、所掌する各課で検討し、優先順位をつけて予算化するなどして適切に整備を行っている。また、施設・設備の安全性については、全ての施設が昭和 56(1981)年の建築基準法(施行令)の改正後に建築確認を受けた建物であるため、いわゆる新耐震基準が適用されている(開学は平成 12(2000)年、竣工同年)。
- 施設・設備の適切な管理と利用促進のため、複数の規程を整備している。施設利用に関しては、「長崎国際大学施設使用心得」「長崎国際大学体育施設使用内規」「長崎国際大学屋外競技施設使用心得」などを定め、適切な使用について学生、教職員に周知している。学外者には、「長崎国際大学施設の学外者使用規程」に基づき、一定の条件下で学外者に開放している。設備・備品管理は、「九州文化学園固定資産及び物品管理規則」に則り、定期的な点検・整備を実施することで、施設・設備の良好な状態を維持し、安全な利用環境を提供している。

#### 【人間社会学部国際観光学科】

- 博物館学芸員課程では必修科目のため、学内の実習室で授業を実施している。授業内容は、前期は歴史資料の取り扱い方法と作法を修得し、写真撮影や資料調査方法を学び、後期は紙資料の修復技術、ワークショップの指導員としての技術を身に付けることとなっている。

#### 【人間社会学部社会福祉学科】

- 入浴実習室、介護実習室、家政実習室を設けている。また、社会福祉学科専用の学修室を準備し、年間を通じて準備し国家試験受験を控えた学生の学修環境の整備を図っている。

#### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 管理栄養士養成施設としての基準を満たす実習室を整備している。実習室として、「化学実験室」、「基礎医学実験室」、「基礎医学実習室」、「総合栄養学実習室」、「調理加工実習室」、「給食経営管理実習室」、「栄養教育実習室」、「栄養教育論実習室」、「臨床栄養学実習室」、「スポーツ栄養学実習室」を設けている。管理栄養士国家試験の学修支援を行うための教室利用が許可されている。

#### 【薬学部薬学科】

- 実習教室、薬学教育支援センター、模擬クリーンルーム、模擬病室、模擬薬局、動物実験室及び低温実験室等を設置している。また、付属施設として薬用植物園を設置しており、草木、草本性の薬用植物を植栽している。実習室は、学年全員を収容できる広さと実験台を持ち、視聴覚機器、排気装置付きフード、純水製造装置、製氷機、電子天秤の他、基本的な設備を有している。また、生物系実習室は、上記基本設備に加

えてクリーンベンチ、安全キャビネット、細胞培養装置、分光光度計、遠心分離器等の備品及び学生の人数に応じた光学顕微鏡を備えている。

**【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】**

- 地域マネジメント専攻では、個人用の机とロッカー、共有のプリンター、Wi-Fi が完備された大学院生室が教員と同じ研究棟に整備されている。
- 大学院生研究補助制度（年4万円）として、大学院生の調査研究活動の支援を行っている。

**【人間社会学研究科社会福祉学専攻】**

- 研究活動に伴う経費については、大学院生研究補助費による支援が行われている。

**【健康管理学研究科健康栄養学専攻】**

- 研究活動に伴う経費については、大学院生研究補助費による支援が行われている。

**【薬学研究科医療薬学専攻】**

- 医療薬学専攻では、個人用のデスクとロッカーを整備し、Wi-Fi を完備したバリアフリー構造の大学院研究室が整備されている。また、これらの学修施設は指導教員と同じ研究棟内にあり、効果的な学修・研究指導を実現している。

**3-5-② 図書館の有効活用**

- 図書館では、学術情報流通の変化に即応するため、図書・雑誌・データベース等の電子コンテンツの積極的導入、機関リポジトリによる学内研究成果物の発信を行っている。また、利用者ニーズに応える大学図書館を目指して、学生ボランティアであるライブラリー・サポーターの活動支援や選書ツアー等の催事開催、動画配信や対面による図書館利用ガイダンスを実施している。学修環境と教育研究活動支援のための学術情報基盤の整備を行い、適切な規模の図書館運営と管理を行っている。
- 令和6(2024)年3月31日現在の蔵書数は、図書100,506冊、視聴覚資料2,983点、雑誌806誌、電子ジャーナル契約数は10,814誌であり、学部学科に関する専門資料を十分に確保している。また、学生が主体となって図書を選書する選書ツアー（令和5(2023)年度はオンライン選書）を実施し、学生目線による資料収集も行っている。
- 開館時間は、授業のある期間においては平日8時30分～21時、土曜日9時～18時とし、授業のない期間においては平日9時～17時、土曜日9時～13時としている。この他に、試験期間の前週の日曜日と、試験期間の日曜日は、9時～17時の日曜開館を実施している。年間を通して図書館を十分に利用できるよう開館している。
- 図書館は、閲覧席302席を配し、その他に視聴覚機器4台、蔵書検索性端末3台、貸出用ノートパソコン10台、Wi-Fiの整備、図書館資料複写用コピー機によるUSBメモリからのプリントアウトサービス等を実施し、利用者へのサービス向上に努めている。また、図書館ホームページを介し、学内外からも蔵書検索、資料の予約、図書館間相互協力による文献複写・図書貸借の申込み、電子ブックの利用等のサービス提供を行っている。
- 長崎国際大学学術機関リポジトリについては、国立情報学研究所が提供する共用リポジトリシステム「JAIRO Cloud」を用いて構築し、学内刊行物である「長崎国際大学論叢」「長崎国際大学教育基盤センター紀要」「観光学論集」をはじめとし、学位（博士）論文、会議発表資料、教育・研究業績等は無償公開し、学内外に長崎国際大学の

学術研究成果を発信している。

- 地域貢献を目的とした大学施設の地域開放の一環として、地域住民及び本学卒業生に図書館を開放し、図書館資料の提供を行っている。また、大学を含む地域の読書活動推進を目的に、佐世保市立図書館との共催でビブリオバトル大会を平成 29(2017)年度より毎年開催している。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

- キャンパスは全てバリアフリーであり、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準にも適合している。地盤の性質から経年のため生じた段差部分は、補修やスロープ施工等を都度行っている。視覚障がい者誘導用ブロック、点字付き案内板、スロープ及び点字付きエレベーターを整備している。また、車イス利用者のために茶道室の車イス用リフト、屋根付駐車場及び通学路の整備をしている。多目的トイレは各棟各階に全 19 か所設置しており、排泄後の処理が困難な障がいのある学生には、介助者にも配慮し、トイレ内から合図が可能な表示器を設置している。図書館には、拡大読書器を設置している。
- 危機管理の一環として、AED を 11 台（学内 10 か所、MG レヂデンスの空手道練習場に 1 か所）設置し、大学ホームページにも設置場所を掲載している。また、学生及び教職員へは、ポータルフォリオにより設置場所を周知している。
- 講義室、演習室、実験室、実習室、メディアルームは目的に応じて整備している。また、アクティブ・ラーニングが行える講義室を平成 27(2015)年に新たに 4 教室整備して、各講義室には、視聴覚機器を整備している。コンピュータ等のパソコンを設置した IT 施設としては、「コンピュータ基礎演習」等の授業で使用可能な 160 台のパソコンを設置したメディアルームの他、学生が自由に予習・復習、課題レポート等に取り組めるよう 34 台のパソコンを設置した教室を有している。ラーニング・コモンズ及び図書館においても、自由にコンピュータで復習を行えるようノートパソコン 18 台の貸し出しを行い、個々の学生が授業外学修に取組みやすい環境を整備している。また、主要な講義室には、対面授業におけるアクティブ・ラーニングを円滑に実施するため、大型モニターを設置している。
- 2304 教室は端末ノートパソコン 51 台と端末ノートパソコンを集約管理するサーバー・クライアント型の施設を整備している。多種多様な利用が想定されるため、サーバーには環境復元・管理システム（3+システム）を導入している。また、端末ノートパソコンを格納できる開閉式デスクとすることで、コンピュータ教室としてだけでなく、通常講義とアクティブ・ラーニングの両方及び同時利用ができる多用途環境を整えている。
- 語学教育のための 3302 教室に CALL システム学生用パソコン 48 台が設置されている。また、隣室の 3301 教室は、アクティブ・ラーニング向けの教室となっており、可動式の机、椅子、電子黒板、ミニ・ホワイトボードが授業で使えるように常備されている。
- ラーニング・コモンズは、食堂棟 2 階、5 号館 1 階、図書館 2 階及び 7 号館 1 階に設置している。個人又はグループによる学修、ゼミ活動における論文、レポート作成等の学修、プレゼンテーション等のスキル向上を目的とした主体的学修活動の際に利用

できる場として整備している。

- 茶道文化研修室として、「自明堂」と「不息庵」の二つの研修室を配置しており、全学共通科目である1年次必修科目の「茶道文化ⅠA・ⅠB」及び選択科目である「茶道文化ⅡA～ⅣB」で実践的内容を重視した授業を行っている。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

- 本学では、建学の理念、人材の育成に関する教育目標を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。
- 3 ポリシーについては、平成 28(2016)年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会より出された「3 ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」により、策定と公開が義務付けられたため、本学でも 3 ポリシーの見直しを行い、平成 29(2017)年度より施行された。
- 全学のディプロマ・ポリシーは、本学の建学の理念である「人間尊重」を基本理念に、「ホスピタリティの獲得」をその具体像としている。「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」の五つをホスピタリティを構成する能力と定め、それらの獲得を確実に行うことによって、卒業時の質保証とした。また、学部・学科のディプロマ・ポリシーは、全学のポリシーとの一貫性及び学則第 3 条の 2 及び 3 に示されている学部・学科の目的を踏まえて策定されている。
- 学生は年 2 回、学期ごとに全学及び学部・学科のディプロマ・ポリシーに掲げられているホスピタリティを構成する五つの能力を踏まえたホスピタリティ・ルーブリックを使用して自己評価を行い、担任の教員との面談をとおして点検・評価されることにより、ホスピタリティの獲得状況を確認している。
- 全学及び学部・学科の 3 ポリシーについては、教務委員会、入試・募集委員会、学部教授会、全学教授会において、改正の必要性について毎年度協議し、学長の決定を経て改正を行っている。加えて、全学教育会議において、3 ポリシーを踏まえた教育課程について、外部評価員からの点検・評価を行うサイクルを確立している。
- ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引」「講義概要（シラバス）」「学生便覧」等に記載されるとともに、年度初めの各学年のオリエンテーションでカリキュラム・マップとともに周知されている。また、大学ホームページ、ポートフォリオにも掲載し、学内外に広く周知している。

#### 【大学院】

- 大学院では、各専攻のディプロマ・ポリシーは、四つの能力（「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」）を獲得することを基本とし、ディプロマ・ポリシーは「学生募集要項」、大学院「履修要項」、大学ホームページに掲載され周知している。ディプロマ・ポリシーは各研究科教授会において、毎年見直しを行っている。

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

- ディプロマ・ポリシーで示された五つの能力をもとにした単位認定は、具体的には、「長崎国際大学学則」第 24 条（単位の授与）「学生が一つの授業科目を履修した場合には、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える」としている。試験の方法については、「長崎国際大学試験に関する規程」第 3 条（試験の方法）で「試験は、筆記、論文（レポート）、口述、実技、その他の方法によって行う」となっている。また、合格の認定については、「長崎国際大学学則」第 28 条（成績の評価）「授業科目の履修成績は、S、A、B、C、D、F の 6 種類の評語をもって表示し、S、A、B、C を合格、D、F を不合格とする」となっている。なお、成績評価をどのように行うのかは各科目の担当者がディプロマ・ポリシーに示された（「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」）の各項目の評価割合を決め、シラバスに明記している。
- 令和 5(2023)年 10 月に施行された大学設置基準改正を踏まえ、大学としての考え方を再整理し、現行でも「試験」にはレポートなど多様な学修評価方法を含むとしているが、「試験」による方法が限定的に受け止められることが懸念されることから、学則を改正した。具体的には、「長崎国際大学学則」第 24 条（単位の授与）「学生が一つの授業科目を履修した場合には、試験を行い合格と認定された者には、単位を与える。」を「学生が一つの授業科目を履修した場合には、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える」に、「長崎国際大学学則」第 28 条（成績の評価）「F（出席不良・受験放棄）」を「F（出席不良等）」に改正した。
- 原級留置制度は、健康管理学部健康栄養学科及び薬学部薬学科で実施しており、「長崎国際大学履修規程」「長崎国際大学薬学部薬学科履修細則」で定めている。なお、人間社会学部国際観光学科及び社会福祉学科には原級留置制度は設けていない。
- 卒業認定基準は、「長崎国際大学学則」第 36 条（卒業）に規定し、「長崎国際大学履修規程」に定めるとともに「長崎国際大学学則別表 1」に明記している。
- 単位認定基準、進級判定、卒業認定基準及び教育課程や履修モデルは、学部・学科ごとに定めた「履修の手引」に掲載しており、学期初めの学年別オリエンテーションで説明・周知し、担当教員指導のもと履修登録を行っている。

#### 【大学院】

- ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、また、「長崎国際大学大学院学則」「長崎国際大学学位規程」に基づいて単位認定基準、課程修了要件を定め、年度初めのオリエンテーションで大学院「履修要項」を配付して周知している。

#### （単位認定基準）

- シラバスには、ホスピタリティを構成する五つの能力（「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」）ごとに到達目標を記載し、到達目標を達成したかどうかを判定する評価方法・手段、評価比率も記載している。
- 本学の 1 単位の授業時間は、「長崎国際大学学則」第 23 条に定めたとおりである。
- 卒業要件単位を満たすための学修計画の一步は、担当教員指導のもとでの履修登録から始まる。単位制度の実質化のために年間履修登録単位数の上限を 48 単位と定めている。

- 試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して合格と認定された者に単位を授与することになっている。試験の種類は、「長崎国際大学試験に関する規程」の第2条に定めているとおり、定期試験、随時試験、追試験及び再試験である。また、試験方法は、筆記、論文（レポート）、口述、実技、その他の方法によって行われている。なお、「長崎国際大学試験に関する規程」第6条では受験資格について、受験者は、原則として当該科目の全授業回数の3分の2以上出席しなければならないと定めている。
- 学修の評価については、定期試験のみならず、授業時間中に実施する小テストや授業における発言・発表内容、レポート等も含めた多様な評価が用いられている。これらの評価は、各授業科目の基準に従って行われている。ホスピタリティを構成する五つの能力に関する評価手段・方法及び評価比率は科目ごとのシラバスに記載されている。また、シラバスでは、授業の到達目標や予習・復習についても指示しており、ポートフォリオ及び大学ホームページに掲載するとともに、第1回目の講義において担当教員が説明することになっている。
- 学生の学修成果を明確にすることを目的として、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。半期ごとに学生に配付する成績通知書にGPAを明記することにより、学生の学修への取組み状況が明確となる。学生は、自主的な学修をより一層進めるためにこの指標を活用し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めることができる。なお、半期のGPA値が1.5を下回った学生については、担当教員が面談したうえで担当教員が必要と判断した場合、学生は今後の履修計画を作成し、教務課に提出することとなっている。また、GPA制度を利用した退学勧告制度を導入し、平成30(2018)年度新入生から適用している。
- 教職課程履修者については、教職課程免許状取得に係る履修科目の成績において、1年次生は年間のGPA値、2年次生及び3年次生は半期のGPA値が2.0に満たない学生に対して、教職課程委員会が警告を行うものとし、改善が見られない場合は、当該免許状取得に係る課程の履修中止を勧告するなど、単位の実質化を図っている。
- 単位の認定は、原則として各学期末に設定し期末に行われる。評点と評価基準は、次のとおりである。

表 4-1-1 単位認定の評価基準

評価		評点	評価基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分達成し、きわめて優秀な成績を修めている。
	A	89～80点	到達目標を十分に達成している。
	B	79～70点	到達目標を達成している。
	C	69～60点	到達目標を最低限達成している。
不合格	D	59点以下	到達目標を達成していない。
	F	出席不良等	出席・試験（レポート等の提出）の評価要件を欠格。

### 【大学院】

- 大学院生については、考査（試験及び研究報告等）を行い、合格した者に対して単位認定を行う。大学院「履修要項」において、単位認定基準、修了認定基準を大学院生に示し、入学時オリエンテーションにおいて学生に周知を図り、厳正な単位認定を行っている。

#### （本学以外の大学等で修得した単位等の認定）

- 編入学生等の既修得単位の認定単位数は、学科ごとに定めている。各学部・学科において教育上有益と判断された場合に単位が認定され、単位認定は、教務委員会で確認し、学部教授会で審議決定される。
- 国際観光学科・社会福祉学科の3年次編入は、編入前の学校で修得した単位のうち62単位を本学で修得したのものとして一括認定する。62単位の内訳は、全学共通科目群の卒業要件単位として32単位、また、学部共通科目は2単位、さらに、学科専門科目群については、原則として2年次までに開講している専門教育科目を対象に、国際観光学科は28単位、社会福祉学科も28単位認定する。
- 健康栄養学科は、編入前の学校で修得した単位のうち全学共通科目群の卒業要件単位として28単位を一括認定する。学科専門科目群については、内容等を検討した後、60単位を超えない範囲で単位を認定する。
- 薬学科は、全学共通科目群として、30単位を一括認定する。学科専門科目群については、履修内容を吟味した後、2年次編入学については、45単位を超えない範囲で、3年次編入学は、62単位を超えない範囲で、4年次編入学は、94単位を超えない範囲で単位を認定する。
- 短大及び高等専門学校の特修科における学修による単位認定、単位互換制度による単位認定、文部科学大臣が定める学修等による単位認定等の単位の認定については、「履修の手引」に記載し、単位認定を行っている。

#### （進級基準）

- 健康管理学部と薬学部においては、学部の特性を考慮し、進級制度を設けている。両学部ともに、進級要件については次に述べるように「長崎国際大学履修規程」に明記し、学生に周知している。さらに、「履修の手引」では、カリキュラムの概要を記載するとともに、修得すべき科目、配当年次、必要最低修得単位数及び修得科目数等を明らかにしている。
- 進級は、修得単位を記載した進級判定資料をもとに、教務委員会で規程に沿って確認が行われ、当該学部教授会で審議された後、全学教授会に報告している。このように進級判定については、厳格な手続きが踏まれている。

### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、教育目的達成のため、ディプロマ・ポリシーの到達目標に従ってその年次に修得しておかなければならない要件を「履修の手引」に明記し、学年別オリエンテーションにおいて周知している。進級要件に沿って2年次から3年次及び3年次から4年次への進級時に進級判定が行われている。

表 4-1-2 健康管理学部健康栄養学科 進級要件

学 年	進 級 要 件
2→3年	2年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位数が90%以上を修得していること。
3→4年	3年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位数が90%以上を修得していること。

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、進級については、その年次に修得しておかなければならない科目数を次のように明記しており、それにより進級判定が行われる。

表 4-1-3 薬学部薬学科 進級要件 平成 24(2012)年度～平成 26(2014)年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2年	1年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。	—
2→3年	2年次専門科目(実習科目を除く)のうち、未修得が3科目以下であること。 2年次に配当された実習科目を全て修得すること。	—
3→4年	3年次専門科目(実習科目を除く)のうち、未修得が5科目以下であること。 3年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1・2年次の必修専門科目を全て修得していること
4→5年	総合演習Ⅰを修得すること。 共用試験に合格すること。 物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学及び健康と環境のそれぞれの分野の卒業要件を充足すること。 4年次必修専門科目(総合演習Ⅰ及び実習科目を除く)のうち、4科目以上修得していること。 4年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3年次の必修専門科目を全て修得していること。
5→6年	5年次に配当された必修専門科目の全てを修得すること。	—

表 4-1-4 薬学部薬学科 進級要件 平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2年	1年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。 <sup>注1)</sup>	—
2→3年	2年次専門科目のうち、未修得が3科目以下であること。 <sup>注1)</sup> 2年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1年次の必修専門科目を全て修得していること。
3→4年	3年次専門科目のうち、未修得が4科目以下であること。 <sup>注1)</sup> 3年次に配当された実習科目を全て修得すること。	2年次の必修専門科目を全て修得していること。

4→5年	総合演習Ⅰを修得すること。 共用試験に合格すること。 総合演習Ⅰ以外の4年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。 <sup>注1)</sup> 薬学専門科目選択科目及び自由選択科目 <sup>注2)</sup> を併せて4.5単位以上修得していること。 4年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3年次の必修専門科目を全て修得していること。
5→6年	5年次に配当された必修専門科目の全てを修得すること。	—

注1) 必修科目、選択必修科目、選択科目の区別を問わない。

注2) 進級・卒業要件として認定する自由選択科目（NICE キャンパス長崎を含む）は2単位までとする。

表 4-1-5 薬学部薬学科 進級要件 令和2(2020)年度～令和5(2023)年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2年	・1年次必修専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。	—
2→3年	・2年次必修専門科目のうち、未修得が3科目以下であること。 ・2年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1年次の必修専門科目を全て修得していること。
3→4年	・3年次必修専門科目のうち、未修得が3科目以下であること。 ・3年次に配当された実習科目を全て修得すること。	2年次の必修専門科目を全て修得していること。
4→5年	・4年次必修専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。 ・事前学習科目を全て修得すること。 ・専門演習Ⅰを修得すること。 ・共用試験に合格すること。	・3年次の必修専門科目を全て修得していること。 ・1～3年次に配当された選択専門演習科目5科目のうち、4科目以上修得していること。 ・薬学選択専門科目及び単位互換制度 <sup>注)</sup> を併せて5.5単位以上修得していること。
5→6年	5年次必修専門科目の全てを修得すること。	

注) 進級・卒業要件として認定する単位互換制度認定科目（NICE キャンパス長崎を含む）は2単位までとする。

**(卒業要件)**

- 学生の卒業認定については、規程に沿って教務課が卒業判定資料を作成し、その資料を基に当該学部教授会で審議決定され、全学教授会に報告される。それを受けて、学長が卒業を許可する。このように卒業認定については、教務委員会、学部教授会、全学教授会で厳格に行われている。また、教育の質保証の観点からアセスメント・ポリシーに沿って、一定水準の卒業論文であることや、ディプロマ・ポリシーで求められ

ている各能力が獲得されているかを示すホスピタリティ・ルーブリック評価を外部の専門家に依頼し、その結果については、各学部教授会において卒業判定を審議する際に参考としている。

- 卒業要件は、表 4-1-6～表 4-1-10 に示すとおり、学則別表に定める所定の授業科目及び区分ごとに設けられた単位数を修得した者について卒業を認定する。

表 4-1-6 人間社会学部国際観光学科（平成 30(2018)年度入学生以降）

国際観光学科	全学共通科目群					学部 共通 科目	学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解		学科 共通	各コース及 び全コース	専門演 習等	
必修単位 (116 単位)	4	8	8	8	4	4	30	40	10	124
自由選択単位 (8 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 8 単位選択									

表 4-1-7 人間社会学部社会福祉学科（平成 30(2018)～令和 2（2020）年度入学者）

社会福祉学科	全学共通科目群					学部共 通科目	学科専門科目群		卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解		基幹	展開	
必修単位 (118 単位)	4	6	8	10	4	4	50	20	124
自由選択単位 (8 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 8 単位選択								

表 4-1-8 人間社会学部社会福祉学科（令和 3(2021)年度入学者以降）

社会福祉学科	全学共通科目群					学部 共通 科目	学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解		学科 共通	各コース及び学 科自由選択	セミナ ー	
必修単位 (116 単位)	4	8	8	8	4	4	12	60	8	124
自由選択単位 (8 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 8 単位選択									

表 4-1-9 健康管理学部健康栄養学科（平成 29(2017)年度入学者年以降）

健康栄養学科	全学共通科目群						学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	区分自由 (※1)	基礎	基幹	関連	
必修単位 (120 単位)	4	4	6	4	6	4	40	46	8	126

自由選択単位 (4単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から4単位選択	
-----------------	-------------------------------------	--

※1 全学共通科目群の中から分野にかかわらず、自由に履修できる。

表 4-1-10 薬学部薬学科（令和2(2020)年度～令和5(2023)年度入学者）

科目区分		必修	選択必修	選択	
全学共通科目	導入	4	0	0	
	人間理解	2	0	4	
	国際理解	0	4	2	
	社会理解	2	0	4	
	自然理解	2	6	0	
	全学共通科目計	10	10	10	
		30単位			
学科専門科目	基本事項	4	0	0	
	薬学基礎	物理系薬学	16	6.0	6.0 <sup>注)</sup>
		化学系薬学	14.5		
		生物系薬学	19.5		
	衛生薬学	13			
	医療薬学	28.5			
	薬学臨床	10.5			
	総合	事前学習	9.0	0	0
		実務実習(病院・薬局)	20.0	0	0
		専門基礎学習Ⅰ	0.5	0	0
		専門基礎学習Ⅱ	0.5	0	0
		専門演習Ⅰ	3.0	0	0
		専門演習Ⅱ	1.5	0	0
	卒業研究	専門演習ⅢA	1.5	0	0
		専門演習ⅢB	2.0	0	0
	卒業研究	6.0	0	0	
学科専門科目計	150.0	6.0	6.0		
		162.0単位			
卒業に要する最低修得単位		160.0	16.0	16.0	
		192.0単位			

注) 選択履修科目6単位のうち、2単位まで単位互換制度(NICE キャンパス長崎)において修得した単位を認定する。

(修了認定基準)

- 大学院の修士課程は、本課程に2年以上在学し、研究科規程の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文又は特定の課題についての成果の審査及び最終試験に合格することとしている。
- 地域マネジメント専攻では、本課程に3年以上在学し、研究科規程の定めるところにより、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。
- 医療薬学専攻では、本課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文審査及び試験に合格することを修了要件としている。た

だし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとしている。

- 修了認定は次の手順で行う。学長は、学位（請求）論文を受理したときは、研究科長にその審査を付託する。研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、教授会の議を経て審査委員会を設け、論文審査並びに最終試験を行う。審査委員会の報告を受け、研究科長は課程修了の可否について研究科教授会に諮り、結果を学長に報告する。学長は報告に基づき課程修了を決定する。

表 4-1-11 人間社会学研究科 修了要件

専攻	分野	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
	観光学専攻	8 単位	8 単位	14 単位	30 単位
	社会福祉学専攻	8 単位	8 単位	14 単位	30 単位
	地域マネジメント専攻	16 単位	—	8 単位	24 単位

表 4-1-12 健康管理学研究科 修了要件

専攻	分野	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
	健康栄養学専攻	10 単位	4 単位	16 単位	30 単位

表 4-1-13 薬学研究科 修了要件

専攻	分野	必修科目	選択科目	計
	医療薬学専攻	12 単位	20 単位	32 単位

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 4-2-④ 教養教育の実施

### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ディプロマ・ポリシー達成のための教育課程編成方針及び実施方針として、カリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーを策定することで、教育課程の体系化を図るとともに、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化を行った。また全学の3ポリシー学部・学科のカリキュラム・ポリシーを策定しており、全学カリキュラム・ポリシーについては毎年度見直しを図っている。全学のカリキュラム・ポリシーについて、昨今の生成AIの進歩等に鑑み、時代とともに進化する状況に応じた情報活用能力の重要性が増している現状を重視し、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度に改正を行った。また、令和5(2023)年度においては、全学科のカリキ

ュラム・ポリシーがそれぞれ改正された。審議過程として、全学のカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会での確認後、学部教授会での審議を経て、全学教授会で審議され学長が決定する。各学科のカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会での確認後、学部教授会で審議し決定する。

- 学生への周知としては、大学ホームページ、「学生便覧」「履修の手引」、ポートフォリオにより周知している。また、年度初めの各学年のオリエンテーションの中で、「講義概要（シラバス）」「履修の手引」等をもとに、ディプロマ・ポリシーの達成のためのカリキュラム編成の概要を述べ、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを使って具体的に説明している。また、大学院においても、大学ホームページ、「履修要項」等で周知している。

#### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されている。したがって、その達成のためにどのような教育内容・教育方法を取入れるかについて、明確にしている。この点において、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。ディプロマ・ポリシーに掲げた諸能力の獲得を可能とするために、初年次教育、教養教育、専門教育における、講義や演習、実習、実験等を効果的に組み合わせる体系的なカリキュラムを編成することがカリキュラム・ポリシーに明記されている。
- 全学のカリキュラム・ポリシーに関する審議・決定した事を受けて、各学科のカリキュラム・ポリシーを審議し決定している。その際には、全学と各学科の内容及び各学科間での一貫性を維持することを念頭に審議している。  
シラバスは、その授業科目においてディプロマ・ポリシーに定めるホスピタリティを構成する五つの諸能力のうちどの能力を修得するかを示すとともに、成績基準や評価について記載している。また、カリキュラム・マップは、五つの諸能力のうち、主にどの能力を修得することになるのかも明示している。

#### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- 各学科のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに沿って編成されており、円滑な高大接続と大学での学びの基盤を育てる初年次教育、人間性の涵養を図る教養教育、そして、専門性を獲得する専門教育を体系的に配置する形となっている。
- 教育課程の編成に関する審議過程について、各学科の専門科目においては、教務委員会の審議を経て、各学部教授会において決定されている。なお、1学部2学科で構成される人間社会学部においては、各学科に設置する学科会議において確認した後、教務委員会の審議を経て、人間社会学部教授会において決定される。
- カリキュラム・ポリシーは、A.教育内容、B.教育方法の2項目からなっており、それぞれ以下のとおりである（令和5(2023)年度）。  
A.教育内容では、初年次教育、教養教育、専門教育のそれぞれで学修する内容について記載しており、大学の理念の理解、アクティブ・ラーニングの理解、大学の学修習慣の形成、省察の意味やポートフォリオについて理解することができる。  
B.教育方法では、次の事柄について述べている。  
①全授業科目でアクティブ・ラーニングを展開し、実習を組込むことなどでディプロ

マ・ポリシーに掲げた能力・態度の形成につなげること。

- ②学生一人ひとりに対して担任となる教員がポートフォリオを活用した面談を年2回行って学修支援を行うこと。
- 平成 31(2019)年 4 月より、カリキュラム・ポリシーの C.評価の部分を独立させアセスメント・ポリシーとして明示した。令和 4(2022)年度の卒業生からは、全学科において卒業ポートフォリオを作成し、外部評価を行った結果を卒業判定の参考としている。
  - 全学共通科目、専門科目に関しては、体系的や難易度を考慮してナンバリングを実施している。ナンバリングの付与により、科目の分野や履修順序が明確になり、シラバスにも記載することで効果的な学修が可能となっている。また、全学教育会議においては、毎年アセスメント・ポリシーによる点検・評価を行っている。
  - シラバスは、「シラバス作成の手引き」に基づき作成され、科目ごとに、授業のねらい、学生の授業における到達目標、評価手段・方法、テーマ、授業の内容、準備学修（予習・復習等）の具体的な内容とそれに必要な時間、課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法、さらに、受講学生に期待することを述べるとともに、授業で用いるアクティブ・ラーニングの類型を明示している。加えて、ホスピタリティを構成する五つの能力ごとに、授業における到達目標、評価手段・方法、評価比率を示すことによって、学生の成績評価基準や目標を明確にしている。これらについては、初回の授業で説明し周知することになっている。
  - シラバス作成後、「長崎国際大学シラバスチェック要項」に基づき、第三者によるシラバスチェックを行っている。シラバスチェックでは、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等の確認を行っている。
  - 単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限制度(キャップ制)を設けている。全学科でキャップ制を導入し、1年間の履修上限を 48 単位としている。なお、履修登録単位数の上限単位（48 単位）を超えて単位を修得することが可能な学生は、次のとおりである。
    - ① 技能審査による文部科学大臣が定める学修等（英検・TOEIC・TOEFL）により単位認定を受けた者
    - ② 留学に伴う単位認定を受けた者
    - ③ 教職課程履修者
    - ④ 社会福祉学科に所属するケアワークコース所属者
    - ⑤ 編入学生
    - ⑥ 年間の GPA 値が高い者（GPA 値が 2.5 から 3.0 未満の学生は 2 単位まで、3.0 以上の学生は 4 単位まで）

#### 【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目で構成される体系的なカリキュラムを編成している。学科専門科目は、学科共通科目、コース科目、「専門演習」等の三つの区分から構成されており、学生が専門的な学修をより深められるよう、そして、資格取得の勉強や就職活動に早くから取組めるようにカリキュラム編成している。さらに、学生が所属する三つの専門

コース（観光マネジメント、スポーツツーリズム、グローバルツーリズム）においては、より高度なコース科目を配置し、専門的な知識・技能と分析能力の向上が図れるように科目設定がなされている。

- 観光マネジメントコースでは、観光に関連する産業や経済、地理や歴史、文化や語学等の科目をバランス良く学ぶことで、幅広い視野を持った人材を育成できるようにカリキュラム編成をしている。スポーツツーリズムコースでは、教員免許（保健体育）の取得、スポーツ指導者、健康運動実践指導者といった資格の取得に力を入れており、学校現場、健康関連施設、レジャー産業等に就職できるような人材育成のためのカリキュラムを編成している。グローバルツーリズムコースでは、1年次と2年次に、英語力をつけるために集中的に英語を学べる科目設定をするとともに、「海外留学」を必修としている。また、3年次、4年次には、観光に関する専門科目及び英語で行われる科目を履修することによって、観光の専門知識を持ったグローバル人材を育成することを目指している。
- 「専門演習」「卒業研究」では、特定のテーマに関する調査・研究によって知識を深め、様々な問題解決のための思考力・判断力の向上を図る指導を行っている。さらに、その成果を発表することにより表現力を身に付けることも意図して設定されている。

#### 【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目で構成される体系的なカリキュラム編成している。学科専門科目は、学科共通科目、コース科目、学科自由選択科目、セミナー科目の四つの区分から構成されており、その中核には「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士」の三つの国家試験受験資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。さらに、学生が2年次以降に所属する「ソーシャルワークコース」「ケアワークコース」「メンタルヘルスコース」「コミュニティコース」の4つのコースにおいては、専門性をより深め目指す資格の取得やそれに沿った就職活動に集中的に取り組めるようにしている。
- 社会福祉学科では、厚生労働省の指定科目の単位を修得することにより、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家試験受験資格が得られる。さらに、厚生労働省の指定科目のうち3科目以上を履修して大学を卒業することで、都道府県や市の福祉事務所での相談援助業務に従事する公務員に採用される際に必要とされる社会福祉主事任用資格が得られる。また、健康・生きがいづくり財団の指定科目の単位を修得することにより「生きがい情報士」試験の受験資格が得られ、指定科目の単位を修得することにより「障害者スポーツ指導員（初級）」、指定科目の単位を修得することにより「スクール（学校）ソーシャルワーカー」、指定科目の単位を修得することにより「福祉心理士」の資格がそれぞれ得られる。これらを指定科目読替表として「履修の手引」に明示し、教育課程に資格取得に必要な科目を体系的に配置し、履修モデルを明示している。
- 社会福祉学科の学科専門科目は、学科共通科目、コース科目、学科自由選択科目、セミナー科目から構成されている。学科共通科目は1年次と2年次に配当され、1年次の科目は社会福祉の各分野の基礎について幅広く学ぶ科目、2年次の科目は全コース共通の専門科目となっている。コース科目は、各コースの専門的事項について学ぶ科

目、学科自由選択科目は幅広い福祉関連の科目となっている。

- 全学年を通して開講される少人数ゼミ（「教養セミナー」「専門基礎演習」「専門演習」「卒業研究」から構成されるセミナー科目）を中核としながら、それぞれの学生は社会福祉への問題意識を形成し、各自の問題を探究し深めていく。4年次においては、3年次の「専門演習」の担当教員が引き続き指導し、4年間の学びの集大成として「卒業研究」をまとめ上げると同時に、その過程において中間発表会を行っている。
- 教育課程は、上記の4コース制に基づくカリキュラムを中心に据え、各コースで取得を目指す資格の学修に取り組むとともに、学生の希望や意欲に応じて、もう一つの国家資格（いわゆるダブルライセンス取得）やスクールソーシャルワーカー資格を取得できるような構成のカリキュラムとなっている。また、各資格に応じて実践のため必要な現場実習への配属を行う。
- 社会福祉士養成については、「ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅰ・Ⅱ」等の社会福祉士養成との共通科目と「ソーシャルワークの理論と方法（社会）Ⅰ・Ⅱ」等のほか、社会福祉士にかかる「ソーシャルワーク演習（社会）Ⅰ～Ⅳ」「ソーシャルワーク実習指導（社会）Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ・Ⅱ」で構成されている。
- 介護福祉士養成については、「社会の理解」等の「人間と社会」に関する科目、「介護概論ⅠA・ⅠB」等の「介護」に関する科目、「発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ」等の「こころとからだのしくみ」に関する科目及び「介護における医療的ケアⅠ・Ⅱ」（「医療的ケアに関する科目」という構成となっている。
- 精神保健福祉士養成については、「ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅰ・Ⅱ」等の社会福祉士養成との共通科目と「精神医学と精神医療Ⅰ・Ⅱ」「精神保健福祉の原理Ⅰ・Ⅱ」等のほか、精神保健福祉にかかる「ソーシャルワーク演習（精神）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導（精神）Ⅰ～Ⅲ」「ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ・Ⅱ」で構成されている。
- スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程については、「スクール（学校）ソーシャルワーク論」、「スクール（学校）ソーシャルワーク演習」「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」に加え、「教育学」、「児童心理学」、「精神保健B」、「児童福祉論」の科目で構成されている。
- 社会福祉の人材養成の最終目標としての国家試験合格を目指すための演習科目として、「社会福祉総合演習（福祉共通）」「社会福祉総合演習（福祉専門）」「社会福祉総合演習（精神）」「社会福祉総合演習（介護）」を配置し、学んだ知識の総点検や、国家試験受験に向けた演習・指導を行っている。
- 教員免許取得に関しては、指定された科目を修得することにより、卒業と同時に「高等学校一種（福祉）」の教員免許状を取得できる教育課程編成となっている。

#### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、カリキュラム・ポリシーに基づくとともに、「管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム2015」に準拠した教育課程を体系的に編成している。
- 専門科目群は、「基礎」「基幹」「関連」の3区分から構成され、健康栄養学科が教育・研究の対象とする食物・栄養の領域で、専門家あるいは研究者として活動するのに必

要な知識と技能を体系的に修得できるように科目を配置している。

- 基礎科目には、管理栄養士が果たすべき多様な専門領域に関する基本的な能力を養い、その職務遂行に必要な知識と技能を修得する基盤となる科目を配している。モデル・コアカリキュラムでは、主に「社会及び環境と健康の関わりを理解する」「人体の構造と機能を理解する」「食べ物と健康の関連を理解する」「栄養素等のはたらきを理解する」「疾病の成り立ちについて理解する」の5分野に対応する。
- 基幹科目には、①管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度及び考え方の総合的な能力を養うこと、②チーム医療の重要性を理解し、多職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養うこと、③公衆衛生を理解し、保健・医療・福祉・介護システムの中で栄養・給食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力を養うことを基本とした科目を配している。モデル・コアカリキュラムでは、主に「栄養管理について学ぶ」「ライフステージ等における身体特性と栄養管理について学ぶ」「医療・介護・福祉における栄養管理について学ぶ」「健康・栄養教育の実践を理解する」「健康増進と疾病予防を目指す公衆栄養活動を理解する」「給食と経営管理を理解する」「臨地実習・校外実習に向けて学習内容を統合する」の7分野に対応する。
- 関連科目には、専門科目のうち包括的、基礎的性格を有する科目と社会が求める特定専門領域の基礎知識を有する実践的管理栄養士の養成を目指す科目を配している。

#### 【薬学部薬学科】

- 薬学科は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学科専門科目から構成される体系的なカリキュラムを編成している。特に、学科専門科目においては、「基本事項」「薬学と社会」「薬学基礎」「衛生薬学」「医療薬学」「薬学臨床」「薬学研究」「総合」に区分し、必修、選択必修、選択の科目を設けている。また、単位数、配当年次、種別、区分ごとの修得単位数を履修の手引に明示し、科目間の関係をカリキュラム・ツリーで表示するとともに、卒業すると取得できる資格及び薬剤師免許を取得することで生じる任用資格と実践できる資格・業務にも言及している。
- 薬学科では、「薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学、衛生薬学、創薬の各分野で研究を遂行できかつ実践的に活動できる薬剤師を育成する」ことを教育目的とし、「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）」に準拠した6年一貫の教育課程を体系的に編成している。薬学科専門科目は、基本事項、薬学基礎(物理系薬学・化学系薬学・生物系薬学)、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床、総合及び薬学研究の7分野で構成している。
- 薬学科では、薬学科専門科目の各シラバスに「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）」のSBO（到達目標）の番号を明記して、その科目の修得によって何が達成されるか、科目とカリキュラムの関係性がわかるようにしている。また、薬学部教務委員会では、全てのSBO（到達目標1,073個）が専門科目のシラバスに漏れなく記載されていることをチェックしている。

薬学科では、基礎薬学から薬学臨床までの専門教育に加え、地域医療、高齢者医療・福祉、介護、生活習慣病の予防改善・健康増進に貢献できる質の高い薬剤師を育成するために、人間社会学部との連携により、コミュニケーションやヒューマニティに関する教育（「在宅医療概論」「臨床心理学」等）、疾病予防・改善・健康増進に関する教

育（「福祉と緩和ケア」）を導入している。

#### 【大学院】

- 大学院では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。

#### 【人間社会学研究科観光学専攻】

- 観光学専攻では、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程のもとで授業を行っている。カリキュラムは、地域の自然や文化の観光活用を意識できる科目や、観光事業やまちづくりに必要な企画・経営・管理の能力を身に付けられる科目を配置している。

#### 【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉学専攻では、ホスピタリティの体得・実現を通じて人間的資質を磨くことができる科目、被援助者の生活実態を理解し、真に必要な対人援助を把握できる科目、高度な福祉専門職者としての専門的な技能及び知識を修得できる科目等を配置している。

#### 【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、人間尊重の精神に支えられた地域マネジメント理論の構築を目指すことができる科目、地域の観光、社会福祉、経済・経営、文化、行政の課題に幅広く考えることができる科目、まちづくりの実践・運営と経営管理に関する高度な専門技術や知識を修得することができる科目等を配置している。

#### 【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、カリキュラム・ポリシーに沿った「健康科学」と「栄養科学」の二つの研究分野を配置している。健康科学分野では、健康の維持・増進、生活習慣病の改善・予防についての基礎理論と実践技術、栄養疫学に関わる科目を、栄養科学分野では、応用性が高く、栄養学的知識の普及・啓発の実務に関わる科目を配置している。
- 「健康科学演習」及び「栄養科学演習」は、栄養研究を進める基盤となる栄養に関する基礎・専門的知識を修得するとともに、統計学的手法や解析手法を身に付けるため、「特別研究」に付随する科目として位置付けている。

#### 【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、カリキュラム・ポリシーに沿った科目を配置し、4年間で確実に学修成果があげられるように標準的な教育研究スケジュールで実施している。医療の高度化、複雑化、高齢社会の状況下、高度な薬物療法が立案実行できる専門職としての医療系薬学研究者の養成を目的に四つの大講座による授業を開講している。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

- 本学は全学共通科目を通して教養教育としている。本学の建学の理念である「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を人材育成の目的としており、導入、人間理解、国際理解、社会理解、自然理解に区分し、学生が幅広い教養を修得できるようにしている。また、各学部・学科で学修を行うにあたっての基礎基盤となる科目を配置している。
- 全学共通教育の編成に関する審議過程については、全学共通教育委員会での審議を経

た教養教育の編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会の審議を経て、全学教授会において決定されている。

- 導入では、初年次教育としての科目である「教養セミナーA・B」「ホスピタリティとSDGs」を開講している。新たに「ホスピタリティとSDGs」を必修科目として開講した。
- 人間理解では、ホスピタリティの精神を養う科目で構成されている。また、本学の建学の理念を体現する「茶道文化IA・IB」を配置しており、1年次生は、全員必修科目としている。
- 国際理解では、国際社会の中で、外国語を介したコミュニケーション技能に配慮した外国語科目、国際感覚と理解を深めるための科目、外国人留学生のための日本語科目を配置している。具体的には、英語、中国語、コリア語及びフランス語の言語科目、「国際関係論」等である。
- 社会理解では、社会人として必要とされる社会科学分野及び人文科学分野、地域理解分野の科目を配置している。具体的には、「社会学」「法学」「政治学」「統計学」「地域の理解と連携」等である。また、留学生を対象とした「日本事情I・II」等、日本の文化や社会について学ぶ科目も配置している。
- 自然理解では、広く自然を理解し、科学的なものの見方や考え方を身に付けるための自然科学関連科目を配置している。具体的には、「基礎の物理」「基礎の生物」「基礎の数学」「基礎の化学」「地球環境論」「コンピュータ基礎」等である。
- 留学生に対する日本語教育については、「日本語I（初級レベル）」「日本語II（初中級レベル）」「日本語III（中級レベル）」「日本語IV（上級レベル）」を配置した。このことにより、上級レベルまで継続的に日本語を学べる環境を整え、留学生の更なる日本語能力向上を図った。
- 今後は講義型及び演習などの様々な形態を取入れた授業展開が考えられることから、科目名称に「演習」とある「英語演習IA～III B」「異文化適応演習A・B」「コンピュータ基礎演習IA～II B」について、それぞれ「英語IA～III B」「異文化適応A・B」「コンピュータ基礎IA～II B」に、柔軟な授業形態で実施できるよう科目名称を変更した。
- 初年次教育として配置している「ホスピタリティとSDGs」「教養セミナーA・B」は、少人数のクラス編成により大学の学びに必要なスタディスキルを身に付ける科目である。「茶道文化IA・IB」は、心を込めた行動やコミュニケーション力の獲得を通して建学の理念である「ホスピタリティ」の精神を理解する科目である。
- 教養教育において、学科独自に必修又は選択必修を設け、教養科目の履修に特徴を持たせている。社会福祉学科では人間理解の区分で「心理学」社会理解の区分で「社会学」を必修としている。薬学科では社会理解区分で「在宅医療概論」を必修とし、自然理解の区分で、「基礎の化学」「基礎の物理学」「基礎の生物学」「基礎の数学」の4科目から3科目を選択必修としている。
- 「教養セミナー」及び「ホスピタリティとSDGs」における実施内容やアンケートをもとに、毎年度授業内容及びシラバスの検討を行っている。SA(Staff Assistant)に対する研修会については適切に実施した。

- 令和 5(2023)年度以降、離学防止の観点から、各学科の合格者に対し入学前オリエンテーションを実施している。加えて、年度当初に行われるオリエンテーションにおいては、詰込み型の従来の内容を、ポートフォリオによる動画配信を活用しながら再整理し、必要などきに見返すことができるように学生の便宜を図った。

#### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

- 学修者の主体性を引き出し、学修を自分にとって意義あるものと認識させた上で、能動的な授業への参加を促すため、アクティブ・ラーニングを全授業科目で展開しており、カリキュラム・ポリシーとシラバスに記載している。具体的には、アクティブ・ラーニングを12の類型に分け、単独又は複数を組み合わせた授業展開を行っている。全授業科目で取入れられているアクティブ・ラーニングは、教授法の質的転換に向けた取組みを行うなど、授業内容・方法を工夫している。また、その類型は全授業について、シラバスに明記することにより、学生への周知を行っている。
- 授業方法の改善については、教育基盤センターにおいて、平成30(2018)年度より新任教員を対象として行う授業改善に向けたFD(Faculty Development)として「新任教員のための授業研修会」を行っている。①新任教員の学生理解の促進と円滑な授業実施に向けた研修及び支援、②教員同士の授業に関する熟議の場の提供を目的とし、本学の教育システムを理解するとともに、本学のディプロマ・ポリシーの達成に貢献する授業の実施を可能にする授業論や授業方法等に関する研修を行っている。また、授業研修会参加者に対して、授業評価が高い教員の授業参観を行っている。

#### 【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、理論だけにとらわれない実学重視のカリキュラムを特徴としている。ハイ・インパクト・プラクティスとして設定した「国内観光研修」「海外観光研修」「海外留学」「インターンシップ」「長期インターンシップ」「地域連携活動」等の学外での学びを通して、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けるとともに、現場で学んだことを生かし成長することを可能にしている。
- 教員の教授法の改善を進める対策として、授業公開を行っている。授業公開では、教員が担当する科目の授業を公開し、学科の教員が授業を参観するだけでなく、授業参観後は、担当教員の教授法等についてアンケートを実施し、集計した意見等を担当教員へフィードバックしている。

#### 【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、授業方法の改善を進めるために組織体制においては、大学全体で実施される授業公開に全教員の出席を義務付けるとともに、授業公開後は人間社会学部において意見交換会を実施し、成果のフィードバックと共有を図っている。さらに、「授業評価アンケート」の評価点や自由記述から、改善が必要と思われる授業担当者や、新任の教員に対して学部長が面談を行い、改善に努めている。
- カリキュラム・ポリシーにおいては、全学のディプロマ・ポリシーに沿ったアクティブ・ラーニングを授業科目で展開する旨を明示しており、そのために、シラバスには学科専門科目の特性に応じたアクティブ・ラーニングを示し、三つの国家資格養成科目においては、演習・実習関連科目を通してより実践的で効果的な学修を実施している。さらに、コミュニティコース所属学生においては、地域社会で活用できる人材育

成のために福祉実践に向けたフィールドワークを設けるなど学生自ら地域社会の課題を発見・解決できるように教授方法を工夫し、効果的な実施を行っている。

#### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、1年次配当科目である「健康栄養入門」において、実務家教員やゲストスピーカーによる講義を通して、管理栄養士の職業倫理や使命及び活躍分野を理解し、早期からの意識付けを行うための導入教育を行っている。
- 基幹科目では、実務家教員を配置して経験に基づいた実践力を身に付けるための教育を行っている。また、グループワークを通して、コミュニケーション能力を身に付け、他者と協働して課題解決に取り組む姿勢を体得できる授業を展開している。
- 「臨地実習」の事前・事後学修を強化し、管理栄養士の職業倫理、社会人としてのマナーや身だしなみについて学内外の講師から学ぶ機会を設けている。
- 授業公開を行い、助手を含めた学科教員が授業を参観し、各教員からの意見等を担当教員にフィードバックするとともに教員間で共有し、教授法の見直し・改善を図っている。

#### 【薬学部薬学科】

- 薬学科では、専門科目の演習や実習で改善や工夫をしている。特に、演習の「分子細胞生化学演習」では、ポートフォリオの **respon** 機能を利用した双方向型授業を、「ホスピタリティ演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「調剤Ⅰ・Ⅱ」「医療コミュニケーション」「処方箋解析」などでは、グループ演習で **SGD** (Small Group Discussion) による課題解決型の授業を実施している。また、実習の「機能形態学実習」「薬理学実習」では、実験結果のレポート提出で終わることなく実験データから得られる情報をもとに、データ解析を主体的に行い、プレゼンテーションやディスカッションを通して、データに基づく適切な判断と理論的な解釈ができるようにしている。
- 薬学科では、教育効果を上げるために、高校での履修状況や習熟度に応じて、全学共通科目「基礎の物理」「基礎の化学」「基礎の生物」「基礎の数学」及び学科専門科目「物理学演習」「化学演習」においてクラス分けを行っている。また、学力の低い1年生に対して補習を行い、その際、上級生を **SA** として活用している。
- 薬学科では、授業公開終了後に、全教員による振り返りの意見交換会を開催して、アンケート結果をフィードバックするとともに、授業を公開した教員からの教授方法の特徴等に関する報告と質疑応答を実施するなどして、効果的な教授方法の共有を図っている。

#### 【人間社会学研究科観光学専攻】

- 観光学専攻では、学生が学修期間の2年間で確実に学修成果が上げられるように、履修単位登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。修士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。
- グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目として、観光学専攻においては3科目(「Information Technology」「Cultural Heritage Studies」「Case Study (Cultural Heritage Studies)」)を配置している。

#### 【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉学専攻では、学生が学修期間の2年間で確実に学修成果が上げられるように、履修登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。修士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。
- グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目として、社会福祉学専攻においては、1科目(「Information Technology」)を配置している。

#### 【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、学生が学修期間の3年間で確実に学修成果が上げられるように、履修登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。博士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。

#### 【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、履修計画について特別研究指導担当教員との相談の上、学生の希望に沿って研究分野に関連する科目を決定し、時間割の調整を行っている。
- 1年次生は、「健康栄養研究報告会」において「特別研究」の中間発表を行い、学部・研究科の全教員からの指導や助言を受け、研究の軌道修正や改善を図っている。

#### 【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、1～3年次生は、9月実施の「研究進捗状況報告会」で報告することを義務付けている。これによって、得られたデータから導かれた結論の妥当性を議論し、論文作成のための資料整理につなげている。
- 医療薬学専攻では、修了年次大学院生については、春季に研究進捗状況報告会(中間報告会)を実施している。中間報告会において大学院担当全教員が研究進捗状況を把握、助言することで、質の高い研究成果を挙げ、学術雑誌への投稿、予備審査、博士論文審査請求、本審査が適切に行われるように図っている。
- 医療薬学専攻では、平成30(2018)年度よりグローバル化に対応して、英語で授業を行う科目(「Advanced Social Pharmacy」)を開講している。
- 医療薬学専攻では、プレゼンテーション能力の醸成のため、テーマを選んで発表・討議を行い、それを評価している(「薬物治療・薬効解析学特論」)。

### 4-3. 学修成果の把握・評価

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

- 大学の「教育目的」、学部・学科ごとの「教育の目標」及び大学院における「教育目的」を踏まえた3ポリシーを策定しており、これらの達成度を判断することで4年間又は6年間の学びの成果を評価している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査等により、学修成果を点検・評価している。
- 学修状況については、学生は、ポートフォリオを通して、学修の成果物であるレポート、学修に活用した資料、教員からの配付物等、学生自身が学びのプロセスや成果を

示す資料・コンテンツ等を継続的に蓄積している。学生は、継続的かつ定期的に学びを振り返ることを通じて学修の到達度を確認し、取り組むべき課題を発見することができる。また、教員から個別指導を受けることで適切な学修支援を獲得して学びを深化させ、さまざまな知識と技能を自主的に修得することができる。これらの学修体験を繰り返すことで、学生は生涯にわたって学びを継続する力を形成する。

- 学修成果を総合的に判断する指標として GPA 制度を導入しており、半期ごとに配付される成績通知表に履修登録した全科目の成績評価を GPA 値で表している。学生は、自主的な学修が一層進められるようこの指標をもとに学修成果を確認し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めている。また、教員は、GPA 値を履修指導及び学修指導に役立てている。
- 教員は、ポートフォリオを活用することで、学びと教育のプロセスを可視化し、そのプロセスを学生と共有し、学生の学修行動を把握することができる。教員は、学修行動の記録を活用して授業の点検・評価を行うことで、課題を発見するツールとしても活用できる。また、原則教員は、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を把握するため、ポートフォリオの小テストやアンケート機能を活用している。教員はこれら確認できた内容については、次回の講義でフィードバックすることができ、学修の効果を測ることができるようになっている。
- 教育目的の達成状況の点検・評価に関して、各学部・学科はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが達成されていることを基本としている。観点別に明示されたディプロマ・ポリシーをもとにカリキュラム・ポリシーが策定されており、それらを達成するために個々の科目が設定され、シラバスが作成されている。これにより、シラバスに基づき個々の科目が適切に実施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成されるという仕組みを構築している。
- 学生のディプロマ・ポリシーに掲げるホスピタリティを構成する五つの能力である「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」の獲得については、ホスピタリティ・ルーブリックを使用して確認している。具体的には、年 2 回、学期ごとに学生が行ったホスピタリティ・ルーブリックを用いた自己評価をもとに、担任の教員が点検・評価し改善に向けた面談・助言を行い、その結果を学生はポートフォリオに記載している。これらのルーブリック評価については、毎学期教務委員会において確認し、未入力の学生に対しては、学科を通して担当教員より学生への指導と入力を促している。
- ディプロマ・ポリシーの達成に当たっては、学生はホスピタリティを獲得し活用することを目標としている。そのために学生は、毎学期ディプロマ・ポリシーで求められている能力の獲得状況をポートフォリオに記録しており、それらを集約し五つの能力の獲得状況を表す卒業ポートフォリオ、単位修得状況、卒業研究要旨も含め、外部の専門家が学生ごとに評価を行い、その結果を各学部教授会で行われる卒業判定の参考としている。令和 4(2022)年度から正式に全学科において外部評価を実施している。
- 免許・資格取得状況については教育目的に基づいて、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度の免許・資格取得状況は、以下のとおりである。

表 4-3-1 国際観光学科免許・資格取得状況

資格名	区分	合格者数 取得者数	備考
学芸員	令和 4 年度	24 人	—
	令和 5 年度	30 人	—
国内旅行業務取扱管理者	令和 4 年度	10 人	—
	令和 5 年度	9 人	—
総合旅行業務取扱管理者	令和 4 年度	3 人	—
	令和 5 年度	0 人	—
教育職員一種免許状	令和 4 年度	8 人	—
	令和 5 年度	16 人	—

表 4-3-2 社会福祉学科免許・資格取得状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
社会福祉士	令和 4 年度	37 人	19 人	合格率 51.4%
	令和 5 年度	30 人	25 人	合格率 83.3%
精神保健福祉士	令和 4 年度	5 人	5 人	合格率 100%
	令和 5 年度	6 人	6 人	合格率 100%
介護福祉士	令和 4 年度	12 人	12 人	合格率 100%
	令和 5 年度	7 人	7 人	合格率 100%
教育職員一種免許状	令和 4 年度	—	0 人	高等学校教諭 一種免許状
	令和 5 年度	—	2 人	

表 4-3-3 健康栄養学科免許・資格取得状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
管理栄養士	第 37 回	65 人	61 人	合格率 93.8%
	第 38 回	68 人	57 人	合格率 83.8%
栄養士	令和 4 年度	—	68 人	—
	令和 5 年度	—	72 人	—
教育職員一種 免許状	令和 4 年度	—	5 人	栄養教諭一種
	令和 5 年度	—	4 人	栄養教諭一種

表 4-3-4 薬学科免許取得・共用試験合格状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
薬剤師（新卒）	令和 4 年度	72 人	64 人	合格率 88.9%
	令和 5 年度	85 人	64 人	合格率 75.3%

共用試験(OSCE)	令和4年度	107人	107人	合格率100%
	令和5年度	110人	110人	合格率100%
共用試験(CBT)	令和4年度	97人	97人	合格率100%
	令和5年度	106人	104人	合格率98.1%

### 【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、1～3年次生で修得単位数の少ない学生、GPAの低い学生については、教員間で情報を共有するとともに、ゼミ担当教員が個別に指導をするように工夫している。
- 旅行業務取扱管理者の国家試験合格者を増やすため、科目「旅行業務エキスパートⅠA～ⅡB」や、認定単位「国内旅行業務取扱管理者資格」「総合旅行業務取扱管理者資格」を設置するなど資格取得のサポートも行っている。  
博物館学芸員課程における学芸員資格及びスポーツ指導者養成課程におけるスポーツリーダー資格は指定科目を修得することにより取得できる。教員が課程ごとに学生の個別指導を行うなど資格取得のサポートも行っている。
- グローバルツーリズムコースでは、各学年において英語力の到達目標を設定していることから英語試験「CASEC」を使用し到達目標に達しているかを測定し、指導に活用している。
- 留学生については、国際交流・留学生支援センターのサポートを得ながら、留学生が勉学に専念し、快適な学生生活を送れるように様々な学修支援を行っている。
- 4年間の学修成果は、各ゼミの担当教員の指導により卒業研究に取組み、卒業研究要旨集として発表している。また、ディプロマ・ポリシーの達成をより確実なものとするために、卒業研究については外部評価を実施している。具体的な外部評価の方法としては、卒業研究要旨、ルーブリック評価のレーダーチャート等を記載した資料を外部評価者に郵送し、その助言を得て、必要に応じ加筆修正等を行うことにより実施している。

### 【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、学修の評価について各科目担当教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに準じて作成したシラバスに記載した到達目標、評価手段・方法、評価基準に従って、学生の学修評価を適切に実施している。さらに、各ゼミ担当教員が、前期・後期開始時及び終了時に実施する面談を通じて担当学生の学修状況を把握し、学修指導を行っている。学生の学修状況については、学科会議、各コース会議などを通じて常に学科教員間で情報共有を行い、出席状況や学修状況に課題が発見された場合には、随時面談を行うなどして、学修成果の点検・向上を図っている。
- 4年次生対象の国家試験学修支援プログラムにおいて、定期的に行われるレベルチェックテストや模擬試験の結果については、国家試験合格支援委員会を通じて学科教員間で共有している。令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度においては、コロナ禍で実施したオンデマンド形式の学修方法をプログラムに一部取り入れながら、対面での国家試験対策学修をより効果的に進めている。国家試験模擬試験については、社会福

社士（5回）、介護福祉士（2回）、精神保健福祉士（2回）の年間計9回を計画実施している。各教員は、模擬試験結果を通じて担当学生の学修状況を把握し、学修指導に反映させるとともに、各教員が担当している国家試験指定科目の試験結果（科目ごとの平均点、各設問の正答率等）のデータをその後の学修指導に反映させるなど、学修成果の活用を図っている。

#### 【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、推薦入試で合格した入学予定者に対する入学前教育として、学科教員が作成した「化学」・「生物」の問題冊子を送付し、添削後に返却し指導を行っている。
- 1年次生に対しては、入学後に化学と生物の基礎学力試験を実施し、基礎学力の評価を行っている。学科専門関連科目の「栄養の化学演習」及び「栄養の生物学」において、学力に応じた講義・演習を実施している。また、「栄養の化学演習」の成績不振学生については、少人数制の演習を追加し、フォローアップを行っている。
- 前・後期定期試験終了後に、学科専門科目の単位修得状況を集約し、学年ごとの資料を作成し、教員に配布している。学科内で学生の単位修得状況を共有し、学修指導に活用している。
- 4年次生は、管理栄養士国家試験模擬試験の成績の推移及びガイドラインの分野別に分析した資料を教員に配布し、学修指導や国家試験対策の資料として活用している。また、模擬試験の成績を保護者へ郵送し、保護者と情報共有し連携した指導を行っている。
- ホスピタリティを構成する五つの能力の修得について半期ごとに自己評価を行い、担当教員との面談を実施している。4年次生において、4年間の学修成果は管理栄養士としての総合的な知識の修得を「管理栄養士演習」及び「総合演習Ⅱ」の試験で確認し、ディプロマ・ポリシーに沿ったホスピタリティの獲得の推移、大学生活の省察及び卒業研究要旨に関して外部評価を受け、点検を行っている。

#### 【薬学部薬学科】

- 薬学科では、定期試験終了後、担任が担当学生の成績をいち早く Web システム上で確認できるようになっており、個別面談において試験結果に関する学修指導を速やかに行っている。担任は学生の学修状況や生活態度等に問題がある場合は、随時面談を行い、保護者との情報を共有し対応している。また、1年次の「教養セミナーA・B」の各担当教員は、担当学生が大学生活に適応しているかを把握するよう努めている。
- 1～4年次の各学年に配置された学年主任（各3人）が、学年全体の学修状況を把握するとともに、夏休み CAI(Computer Aided Instruction)課題の実施等、学年単位での学修対策を講じている。
- 演習関連の試験や国家試験対策試験については、試験結果（学内順位、正答率等）を分析して担任教員に配信し、担当学生の迅速な学修指導に供するとともに、専門演習科目やそれに付随する科目の担当教員へフィードバックする。
- 各専門分野で学修した知識・技能に関する事項の整理と総合的理解を目的として、全分野を網羅した「専門演習Ⅰ・Ⅱ・ⅢA・ⅢB」を4～6年次に実施している。また、1週間の演習内容に関する随時テストを翌週に実施するなどして、学生に平素からの

学修を促すとともに、知識の定着を図っている。

- 国試・CBT 対策委員会が中心となって実力試験を行い、その結果を踏まえ必要に応じて、弱点補強や成績不振者を対象とした講義・演習を実施するなど、学修指導に努めている。平成 28(2016)年度より、6 年次前期開講の「総合演習ⅢA」の不合格者を対象として 3 日間の夏期勉強合宿を開催し、同科目の再試験に向けた学修支援を行っている。また、同科目の不合格者の保護者を対象に保護者懇談会を開催することで、教員と保護者間においても学修進捗度や苦手分野等の情報を共有している。
- 6 年間の学修成果は、各ゼミの担当教員の指導による卒業研究により発表する。5 年次及び 6 年次の 2 年間に渡って卒業研究に取組み、6 年次において卒業研究発表会（9 月）を行う。卒業研究論文は 1 月末までに作成する。
- 6 年間の自己評価はホスピタリティ・ルーブリックを用いて行い、6 年次の卒業論文要旨、省察、6 年間のレーダーチャートをもとに、外部評価者 3 人の評価を受け、点検を行っている。

#### 【人間社会学研究科観光学専攻】

- 論文作成の段階において、修士課程においては中間発表会を実施している。基幹教員が点検・評価を行い、学位論文の作成の指導及び評価を行っている。
- 観光学専攻では、2 年次 8 月上旬に中間発表会を行い、翌年 1 月に修士論文の提出、2 月下旬の論文審査及び最終試験を行い、学修成果を評価している。

#### 【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉学専攻では、2 年次 8 月上旬（秋季入学者は 2 月上旬）に中間発表会を行い、翌年 1 月（秋季入学者は 7 月）に修士論文の提出、2 月上旬（秋季入学者は 8 月上旬）の論文審査及び最終試験を行い、学修成果を評価している。

#### 【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、2 年次の 11 月、3 年次の 8 月に中間発表会を行い、3 年次の 10 月に博士論文の仮提出、予備審査、12 月に博士論文の提出、翌年 2 月の最終試験公開試問会を経て、学修成果を評価している。

#### 【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、1 年次生は、「特別研究」の中間発表を行い、学部・研究科の全教員からの指導や助言を受け、研究の質の向上を図っている。
- 学修成果は、学位論文審査基準をもとに、修士論文が専攻分野の理念に合致し、高い専門性を有しているかについて総合的に審査・評価している。

#### 【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、1～3 年次後期と 4 年次前期に研究進捗状況報告会を行い、学習成果の継続的評価を行っている。4 年次後期に博士学位審査論文の提出を経て本審査を受け 4 年間の学修成果を評価している。

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

- 各学期に学生による授業アンケートを実施している。集計結果は、授業に対する感想・要望（自由記述欄）も含めてウェブサイトを使ったハイブリッド授業評価システムにより担当教員に返却しており、アンケート結果に対して、どのように改善するのかを

まとめたアクションプランシートを作成している。

- アクションプランシートでは、授業の省察を行うとともに、次の授業ではどう改善していくのかを記載することになっており、PDCA サイクルが適切に行われるシステムを構築している。
- アンケートの結果とアクションプランシートをまとめた「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」を学内ポートフォリオと大学ホームページで公開している。
- 授業アンケート実施後は、各担当教員がその結果を自分の授業に生かすとともに、自己点検・評価委員会で全体の結果を活用して、ベストティーチャー賞を設けて顕彰し、教育評価を実施している。
- 教育内容の充実、改善のために、教員相互間の授業公開を実施し、全教員が必ず授業参観を行うように義務付けており、授業公開後は、教員間で情報を共有し授業改善に活かしている。
- 全ての教員は年度末に「教員個人による諸活動について自己点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）」において教育活動、研究活動、社会活動の自己点検・評価を行い、教育内容・方法及び学習指導、研究活動等を報告するとともに改善策を記述し、諸活動の向上に努めている。
- 在学生調査、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート、学長カフェで出された意見は、IR センターでアンケート調査をまとめ、自己点検・評価委員会で検討し、全学教授会に報告している。さらに、学生からの要望等や改善が必要な点については、該当部署で対応策を検討している。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

#### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- 「長崎国際大学学長選考規則」第 3 条により、学長候補者の資格として、学校法人九州文化学園の建学の精神、長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解するものであることを明記しており、学長のリーダーシップにより大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に行われるようにしている。
- 円滑な大学運営を遂行する上で、学長のリーダーシップを支え校務を助けるために副学長を置くことができることを、「副学長の設置及び選任に関する規則」に定めている。現在、副学長は IR センター長、全学共通教育委員会委員長、自己点検・評価委員会副委員長（委員長は学長）、人事委員会委員長、教員資格審査委員長、輸出管理委員会委員長、産学連携・研究支援センター長、情報セキュリティ管理責任者の役を担っている。
- 学長を議長とし、副学長、学部長及び研究科長、事務局長、事務局次長、理事長、法人本部長及び法人事務局長により構成される運営会議を設置している。運営会議の役割としては、学校法人九州文化学園と本学が情報や課題を共有し、連絡調整を行う。具体的には、全学的な教育目標・計画の策定、予算、教員人事、学則・規則等の制定・改廃に関する事項を審議事項として、原則毎月 1 回開催し、法人・大学間の情報共有を行いながら、学長の意思決定を円滑化している。
- 事務局の事務局長、事務局次長、各課長・室長・センター長により構成される責任者連絡会を原則、毎週水曜日開催し、理事長、学長、副学長も参加し、事務局各課における連絡・課題事項、学生からの要望等について情報共有と意思疎通を行っている。
- 学長の意思決定を支援することを目的として、教学に関する IR を実施する IR センターを設置している。また、IR センターの事務を所掌するため大学評価・IR 室を設置し専任職員を配置している。
- 学長の教学運営の方針については、全学教授会、学部教授会等でも自ら又は副学長を通して周知し、教学運営への反映に努めており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備している。
- 学長の意思決定に際し、学生のニーズを把握するため様々なアンケートを実施するとともに、年 2 回学長カフェを開催し、学生の意見を直接聞く機会を設けている。このように、大学の意思決定と教学マネジメントのために整備したサポート体制を活用しながら、学長は適切にリーダーシップを発揮している。

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

- 「学校法人九州文化学園組織規則」第 7 条及び「長崎国際大学学則」第 8 条第 5 項により、学長は、理事長の命を受け大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督・統督し、大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどると定め、大学

の意思決定を行う学長の権限と責任を明確にしている。「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項及び「長崎国際大学学則」第8条第6項により、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条及び学則第8条第7項、「長崎国際大学大学院学則」第8条第1項により、学部長及び研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、権限と責任を明確にしている。

- 使命・目的を達成する教学マネジメント体制を構築する基本組織として、「長崎国際大学学則」第5節運営組織により、運営会議、教授会、全学教育会議、グローバル推進協議会を置くことを、「長崎国際大学大学院学則」第8条第2項に研究科教授会を置くことを明記して定め、教学マネジメントを構築している。
- 学校教育法に基づき、教学面で学長が意思決定を行うために審議し意見を述べるための機関である教授会について、全学に関する事項を審議する全学教授会と、学部に関する事項を審議する学部教授会を置くことを定めている。全学教授会、学部教授会は、「長崎国際大学教授会規程（以下「教授会規程」という。）」において教授会の組織、審議内容、議決方針、運営等に関して必要な事項を定め、適切に機能している。
- 全学教授会は、3学部に所属する教員で構成される学部合同の教授会で、①教育課程に関する事項、②学則その他諸規程諸規則等の制定、改廃に関する事項、③学生の入学に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤学長が諮問する事項、⑥その他教育・研究上必要と認められる事項を審議事項としている。その他、各学部教授会、各委員会、各研究科教授会の報告等を行い、全学における情報等の共有に努めるなど適正に運営している。
- 学部教授会は、各学部の所属教員で構成され、①学部の教育課程の立案、②学部の授業に関する事項、③学部在籍学生の卒業に関する事項、④学部在籍学生の学位の授与、⑤学部在籍学生の指導及び支援に関する事項、⑥学長及び学部長が諮問する事項、⑦その他、学部における教育・研究上必要と認められる事項を審議し、全学教授会に報告するなど適正に運営している。
- 大学院については、3研究科にそれぞれ教授会を置き、学長が意思決定を行うために①教育課程の編成及び授業に関する事項、②学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項、③学長が諮問する事項、④その他研究科に係る教育又は研究に関する事項を審議し意見を述べるための機関として、適切に機能している。
- 1学部2学科で構成される人間社会学部では、各学科に設置する学科会議において、人間社会学部教授会の前に、①各学科運営の基本方針に関する事項、②各学科の授業科目の編成及び担当者の配置に関する事項、③学長又は人間社会学部長が諮問する事項、④その他、各学科の教育研究及び運営に関し、各学科の学科長が必要と認めた事項を審議し、学部教授会に報告・提案するなど適正に運営している。
- 全学の教育課程や学生の補導等の各分野において、学部間で横断的に協議すべき諸事項については、全学の委員会及びセンター等を配し、原則毎月1回開催するもの、必要に応じ開催するものと規定して、教授会の議案の事前協議等を適正に行っている。全学の委員会として、全学教育会議、教務委員会、学生委員会、入試・募集委員会、就職委員会、図書館委員会、国際交流委員会、自己点検・評価委員会、IRセンター会

議、ハラスメント対策委員会等 36 の委員会があり、教学や学生補導等の円滑な大学運営と大学改革の更なる推進のため協議している。

- 教学マネジメントを行う構成員である教職員に関して、「長崎国際大学学則」第 8 条第 3 項により本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置くことを、また、第 4 項により副学長を置くことができることを定めている。また、「学校法人九州文化学園組織規則」第 20 条で、教育職員の教授、准教授、講師、助教、助手の職務を、第 21 条で事務職員の職務を定めている。前述の運営会議、全学教育会議、グローバル推進協議会及び「長崎国際大学教授会規程」第 12 条の定めにより、設けている各全学委員会の関連規則・規程において、事務局長や代務者、関連する事務局職員を構成員とすることを定め、職員の経営・教学組織への参加を明記し、教職協働を適切に実施している。
- 大学及び大学院の教育活動の総合的实施に係る事項について審議を行うために全学教育会議を設置し、また、本学のグローバル化を推進することを目的としてグローバル推進協議会を設置している。
- 各委員会は、教職協働で開催されており、構成員として教員はもとより、事務所管の責任者及び事務局長又は事務局次長が委員となり、学長の基本方針をもとに協議を進め推進している。
- 学長は、全学教授会の審議開始前に挨拶として、本学教育の充実や大学運営のための方策等について基本的な方針を示し、本学のガバナンスに努めている。
- 学部教授会及び全学委員会の後、全学教授会の前に、全学教授会で審議又は報告する案件を事前に協議して、調整するために学務協議会を開催している。
- 学生の懲戒については「長崎国際大学学則」第 46 条及び「長崎国際大学賞罰規程」により、全学教授会の意見を求めた上で、学長が行うことを明記し、意思決定の権限と責任を明確にしている。
- このように、学科、学部、全学の組織と、学部横断的な委員会、センターにおける協議を重ねることにより、学内の意思決定は組織的に行われ、適切に機能している。

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

- 「学校法人九州文化学園組織規則」第 15 条及び「長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程」第 4 条により、大学事務局長は、学長及び法人事務局長の命を受けて事務を統轄し、所属職員を指揮監督すると定め、権限と責任を明確にしている。
- 「長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程」を整備して、事務及び厚生補導を含む教学マネジメントの遂行に必要な部署を明示して設置し、各課等の分掌事項も明記の上、必要な人員を適切に配置している。
- 職員の採用にあたっては、公平性を担保するために応募資格、選考基準、選考方法を明確化し、試験により選考し、理事長が採用を決定することが「長崎国際大学就業規則」に明記されている。長崎国際大学のビジョンや目標に共感し、組織文化に適応できる人材採用に注力している。職員の昇任に関しては、人事考課制度を導入しており、「事務職員人事考課マニュアル」を制定して、評価基準を明確化した上で自己評価、所属長による 1 次評価、事務局長による 2 次評価を通して、職務遂行能力、貢献度、リーダーシップ等を総合的に判断している。

## 5-2. 教員の配置

### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

- 全ての学部・学科、研究科・専攻及び大学全体において、大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数を満たす教員を確保し、教育課程に即して適切に配置している。
- 教員の採用については、「長崎国際大学教員選考規程」により選考方針、職位ごとの資格基準を定めており、大学ホームページや専門機関を通して広く公募している。また、教員の昇任については、「長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規」「昇任人事の審査基準」を定め、基準に従って適切に運用している。採用・昇任の方針については、学長の諮問委員会である人事委員会の審議事項として定め、委員会で議決された事項は、委員長が学長に答申する。教員の採用・昇任については、教員資格審査委員会においてその資格を審議し、結果については運営会議に報告する。

## 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

- 本学FD(Faculty Development)は、大学設置基準第11条及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」第2条5に基づき、学部及び大学院の教育内容等の改善のための組織的な研修及び研究と位置付け、教育力の向上を目的としている。
- FDに関しては、毎年度「長崎国際大学が求める教職員像」並びに「SD(Staff Development)・FDの基本方針」等を自己点検・評価委員会で検討・審議し、運営会議で他の方針とともに確認され、全学教授会で審議決定しホームページでも公表している。実施については、自己点検・評価委員会が各部局等主催のFDの要望を集約・調整して、年間計画「SD・FD実施計画」を作成後、全学教授会で審議している。実施後には、主催部局等でアンケートを実施するとともに「SD・FD実施報告書」を自己点検・評価委員会に提出して効果的な実施を検証、見直ししている。
- FD活動としては、授業公開、授業アンケート、教育向上研究会(各種講演会等)、大学間連携のFD活動(九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム及び包括連携協定校との合同FD等)を推進・実施している。授業公開、授業アンケートの詳細は、基準2-2-①で記述したとおりである。教育向上研究会等は、全学教授会終了後に開催するなどして、参加しやすい工夫をしている。令和5(2023)年度の教育向上研究会の実施は16回である。
- 教育基盤センターでは、新着任教員を対象とした「授業研修会」を年間4回程度計画し、初年次教育に関する方針、学生の現状、教育支援ツール等についての説明等、教育内容や方法の理解を促す取組みを行っている。

- 基幹教員は、教育内容・方法等の改善を自己点検・評価して、教員個人の諸活動の報告書（ティーチング・ポートフォリオ）にまとめて自己点検・評価委員会に提出している。なお、この報告書は、ホームページで公表している。詳細は基準 2-2-①で記述したとおりである。
- 教員の人事考課を平成 27(2015)年より実施している。また、ベストティーチャー賞の顕彰等、優れた教育活動の取組みについて評価を積極的に行っている。

#### 5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- SD は、大学設置基準第 11 条及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条 6 に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ並びにその能力及び資質を向上させるための研修と位置付けている。
- SD の目的、目標及び実施計画は、自己点検・評価委員会で策定し教授会で審議し決定している。全学 SD 活動として、役職者等（学長、副学長、学部長、事務職課長職以上等）を対象とした研修（高等教育政策に関する外部研修を含む）や、一般職員を対象とした外部団体等の研修参加等を実施している。その他、事務職員を対象として、事務職員職階別研修（初任者研修、中堅職員研修）、グローバル化に対応するための語学研修、職務別研修（外部団体等の研修参加を含む）等を実施している。
- 令和 5(2023)年度の SD 研修会の実施は 10 回である。実施形態は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、課長以上の職員を対象としたもの、事務職員だけを対象としたもの、FD と共催のもの等がある。終了後にアンケートを実施して、自己点検・評価委員会において内容等の検証を実施し改善・見直しに努めている。また、SD 活動の一環として、理事長、学長、副学長、事務局長に、大学改革の動向、様々な高等教育の諸問題の情報収集・共有のため、IDE 大学協会の「IDE 現代の高等教育」を毎月配布している。

### 5-4. 研究支援

#### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

- 教授、准教授、講師、助教について個室の研究室を付与している。また、着任時にすぐに職務に従事できるように、机・椅子等の什器、パソコンを大学より貸与している。助手については、合同助手室を整備し、机・椅子等の什器、パソコンは同様に着任時に貸与し、また、各研究室にはインターネット環境を整備している。
- 薬学部については、分野ごとに必要に応じてラボを整備し、有効に活用している。また、大学院生については、各研究科とも大学院生研究室を整備し、有効に活用している。
- 研究環境に関して、教員については図書の選書希望を学部・学科ごとに調査し、学生については卒業時アンケートにおいて施設・設備や図書館に関し調査を行い、また選

書ツアーを開催するなどし、満足度の向上に努めている。

- 研究環境整備の方針・計画については、「令和 5 年度長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画」に示している。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- 研究者の知的財産を公正に取扱い、利益を守り、動機付けを行うことで研究活動を活性化できるように、「長崎国際大学知的財産ポリシー」「長崎国際大学技術移転に伴う知的財産権取扱規程」「長崎国際大学発明等規程」「長崎国際大学発明等規程取扱細則」を整備し、運用している。
- 研究倫理に関して、「長崎国際大学研究倫理指針」「長崎国際大学研究倫理委員会規程」「長崎国際大学研究者等の行動規範に関する規程」を整備し、さらに、研究活動の不正防止や研究費の不正使用防止に関する 18 の規程を整備し、運用している。「長崎国際大学研究倫理指針」に基づき、大学の研究者、大学院生、訪問研究員、特任教員及び科研費に関わる事務職員を対象に、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース又は本学独自の研究倫理課題の受講を義務付けて実施している。併せて、学部学生に対する研究倫理教育の一層の推進を図るため、本学が作成したリーフレットを配布し、1 年次オリエンテーションにて指導を行っている。なお、科学研究費助成事業（以下「科研費」）等の公的研究費不正使用防止に関しては、専門知識を有する外部講師により、教職員を対象として科研費の使用に係るコンプライアンス研修を実施している。
- 生命倫理に関して、動物実験を伴う生命科学研究を行うにあたっては、各種の法令・基準を踏まえ、「長崎国際大学動物実験に関する規程」を整備し、運用している。
- 「長崎国際大学安全保障輸出管理規程」を整備し、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、「研究インテグリティの確保」に基づいた国際的な平和及び安全の維持に寄与する体制を整備し、運用している。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

- 「長崎国際大学教員研究費取扱規程」により、全ての基幹教員については、研究費を毎年適切に配分している。さらに、この個人研究費とは別に、人間社会学部国際観光学科、人間社会学部社会福祉学科、健康管理学部健康栄養学科については学科共同研究費を、薬学部薬学科については研究室研究費を毎年配分している。また、必要に応じて学部・学科や研究者による研究補助者やリサーチ・アシスタントを雇用するなど研究の人的支援に努めている。研究費の適正利用のために、長崎国際大学研究費防止委員会を置き、「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針」等を定め、研究費の適正利用に対して啓蒙を図っている。
- 年次の事業計画策定時に学部・学科ごとに科研費等に関する数値目標を設定し、外部資金の獲得努力を行っている。外部資金の獲得に関し、「長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画」を制定し、その推進を図るため「長崎国際大学共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」の制定、直接研究費、間接研究費の透明性を確保するための積算方式の導入及び外部との共同研究、受託研究への一定額の支援を行っている。
- 科研費に関する学内の説明会や科研費申請書作成テクニック講習会を開催し、外部資金の獲得に努めている。さらに、学内公募型の学長裁量経費において、地域研究、科研費チャレンジの区分を設け、地域と連携した研究や科研費採択に向けた研究に支援

を行うことで、外部資金の獲得に向けた努力を行っている。

- 科研費等外部資金への応募・獲得実績はその効果が表れてきており、採択率、獲得金額ともに安定的に推移している。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営・管理と財務

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- 組織倫理に関しては、学校法人九州文化学園は「学校法人九州文化学園寄附行為」の第 3 条で、「この法人は、教育基本法・学校教育法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育…」と定めており、第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、第 11 条で理事長の職務、第 15 条で監事の職務、第 16 条で理事会、第 19 条で評議員会を定め、理事の職務内容を明確にするなど、理事会及び評議員会は私立学校法及び「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、適切な運営を行っている。また「学校法人九州文化学園就業規則」第 3 条に基づき、教職員は学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに、その公共的使命を認識し、この規則及び諸規定を遵守し、自己の職責を全うすることを定めている。さらに「学校法人九州文化学園行動規範」により組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範を明確にして、周知共有するなど組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。
- 大学の教職員を対象とする「長崎国際大学就業規則」第 3 条においても同様に規定している。
- 主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていくために、長崎国際大学ガバナンス・コードを定め、その遵守状況の点検・評価を行い、経営の規律と誠実性の維持に努めている。
- 学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号～第 3 号に定める事項については、学長が決定を行うにあたり意見を述べるため、全学教授会、学部教授会、研究科教授会を原則として毎月開催し、審議を行っている。各教授会では学長及び学部長・研究科長がつかさどる教育に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ意見を述べている。
- 法人側（理事長、法人本部長、法人事務局長）と大学側（学長、副学長、学部長・研究科長、事務局長、事務局次長）の役員・執行部による運営会議を設置し、原則として毎月開催し、「長崎国際大学運営会議規則」に則り、①学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃に関する事項、②本学の組織、運営の基本方針に関する事項、③全学的な教育目標、計画の策定に関する事項、④本学の予算に関する事項、⑤教員の人事に関する事項、⑥その他、学長が必要と認める事項について審議し、法人と大学の円滑な意思疎通を行っている。このように理事会、運営会議、各教授会において、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。
- 法令などに基づく情報の公表については、「学校法人九州文化学園情報公開規則」に基づき、教学マネジメント指針を参考にし、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する 9 項目の教育情報について、大学ホームページに適切に公表している。また私立学校法第 151 条に規定する寄附行為及び財務情報については法人ホームページに公表

し、事務局に備付けを行い、閲覧に供している。

- 法人においては、理事会に関して「学校法人九州文化学園理事会規則」第 8 条に審議・決定事項を定め、評議員会に関して「学校法人九州文化学園寄附行為」第 21 条に諮問事項を定め、監事に関して「学校法人九州文化学園監事監査規則」等を定め、内部監査室に関して「学校法人九州文化学園内部監査規定」等を定め、また大学については、「長崎国際大学公的研究費に関する内部監査内規」を定めて、内部統制を行っている。
- 大学教員については「長崎国際大学就業規則」第 4 条において、教職員の採用、異動、休職、復職、退職及び解雇に関する人事は、理事長が行うことを明記しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制システムを整備している。
- その他の教職員については、「学校法人九州文化学園就業規則」第 4 条において、教職員の採用、異動、休職、復職、退職及び解雇に関する人事は、理事長が行うことを明記しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

- 「長崎国際大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程」等を定め、ハラスメント防止に努め人権に配慮している。
- 「長崎国際大学個人情報保護規程」を整備し、個人情報の収集、利用、情報記録の開示、保存等について適切に取扱い運用している。個人情報の取扱いに関しては、「学生便覧」にその利用目的や個人情報を集める目的と目的外使用をしないこと等を明記した上で、丁寧な周知を行うなど、個人情報に関する規定を遵守している。
- 公益通報について、学校法人全体としては「学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則」に則り、公益通報者の保護に係る通報のフロー図を整備して適切に運用している。
- 「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針」を整備し、適切に運用している。また、毎年外部講師を招いて長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修を行い、教職員への公的研究費の不正使用防止に対する啓発を行っている。
- 安全・衛生及び危機管理に関しては、「長崎国際大学就業規則」「長崎国際大学安全衛生管理規程」「長崎国際大学安全衛生委員会規程」「長崎国際大学防火・防災管理規程」「長崎国際大学危機管理規程」「長崎国際大学危機管理委員会規程」「長崎国際大学毒劇物管理規程」「長崎国際大学放射線障害予防規程」「長崎国際大学放射線障害予防委員会規程」及び「長崎国際大学安全保障輸出管理規程」を整備し、学長のガバナンスのもと危機管理に取り組んでいる。
- 危機管理への対応については、危機管理基本マニュアル、学生の自殺（企図・未遂）に関する対応マニュアル、消防計画を整備している。また、消火・避難訓練の実施、監視カメラの設置、さす又の配備、弾道ミサイル発射に伴い Jアラートが鳴動した場合の対応等を行うなど適切に行っている。
- 情報セキュリティについては、建学の精神に則り、健全な教育、研究活動を実践し、社会的責務を果たすため、情報基盤の整備に加え、学園の情報資産のセキュリティ確保が不可欠である。そのため、「学校法人九州文化学園情報セキュリティポリシー」を規定し、学園全体の情報セキュリティ意識の向上に努め、その根拠を明確にし、学園

の全構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組んでいる。また、「高い知性と豊かな教養」「優れた徳性と品格」「たくましい意志と健康な身体」が備わった人材を育成する教育機関として、日々の教育や学習に関するデータを安全な方法で取得・保持・分析し、客観的データに基づく教育改善や学生等の学修支援を図るとともに、データ活用から得られた知見を公開し、市民の福利に貢献するため、学校法人教育・学習データ利活用ポリシーを定めている。八つの原則を定め、個人情報保護法などの関係法令を遵守しプライバシーを尊重するとともに、教育・学習データを個人情報として取り扱い、その権利者の意向を最大限配慮して運用することとしている。

- 安全への配慮について校舎等は、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法による新耐震基準に適合している。また、点字ブロックやエレベーター、車椅子に対応したスロープ・トイレ・駐車場、屋根付き駐車場、多目的トイレ（一部は温水シャワー付き）を整備するなど学内施設のバリアフリー化を図っており身体に障がいを持つ人に配慮した整備を進めてきている。また、学内 10 か所への AED 設置、熱中症対策講習の開催など安全対策を行っている。学生には、毎年度 1 年次生を対象に AED 講習会を「教養セミナーA」の中で動画を用いて開催している。また、スポーツ系の学生を中心とした熱中症対策講習会もポートフォリオで動画を用いて開催している。
- 環境への配慮については、デマンドコントローラーの導入、照明の適宜 LED 化により電力消費を抑制している。また、「長崎国際大学廃棄物管理及び処理規程」に基づく薬品類及び化学実験によって生ずる各種廃棄物の管理・処理・環境影響分析等を適切に行っている。全学教授会や学部教授会、委員会等においては会議資料のペーパーレス化を実現し、紙資源の節約にも努めている。
- 男女共同参画については、「長崎国際大学男女共同参画推進委員会規程」を整備するとともに、定期的に委員会を開催している。令和 5(2023)年 11 月には佐世保市主催の「第 23 回男女共同参画都市させば宣言の日記念式典」において、薬学部女子学生が「STEAM ガールズ in SAGA・SASEBO」というタイトルで、本学が取り組んできた女子中高生の理系進路選択支援プログラムの発表と、学生と佐世保市長との対談に参加し、すべての人が子育てに参加しやすい環境づくりの必要性の制度作りについて述べるなど、地域と一緒に進んでいる。
- 障がい者に対する配慮については、CH サポートセンターを中心に、障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への支援を行っている。関係規程を整備し大学ホームページにも掲載し周知を行っている。また、「学生サポートブック」「修学上の配慮が必要な学生に関する情報提供シート」を作成して全教職員へ配付するなど、情報の共有と必要な支援を行っている。
- 平成 28(2016)年度より大学キャンパス内を全面禁煙とし、入学時には学生から誓約書を提出させるなど、学生及び教職員の健康増進と受動喫煙の防止に努めている。学生委員会と学生会が主催して、学生・教職員の「タバコポイ捨て撲滅運動」を実施し、禁煙のポスター掲示を行うなど学内美化と喫煙の防止に努めている。

## 6-2. 理事会の機能

### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

## 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 法人の最高意思決定機関である理事会と、諮問機関である評議員会において審議・諮問を適切に行い、使命・目的の達成に向けた意思決定を実現している。
- 理事会の運営については「学校法人九州文化学園寄附行為」第 16 条でこの法人に理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「学校法人九州文化学園理事会規則」第 8 条において審議・決定事項を定めて開催している。事業計画及び予算・決算の承認、学則をはじめとした諸規則の審議・決定を適正に行っており、また学長、副学長、学部長、大学院研究科長の選任等、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。
- 理事会は法人経営における意思決定の最高機関として「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り開催され、令和 4(2022)年度において理事会は 5 回開催されており、理事の実質出席率は 96.9%（委任状を含む出席率は 100%）となっている。令和 5(2023)年度は 6 回開催しており、理事の実質出席率は 95.8%（委任状を含む出席率は 100%）である。またやむを得ず委任状出席の理事については委任状による議案の賛否、意見の確認を確実に行うなど欠席時の委任状の取扱いは適切に行っている。
- 理事の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号において長崎国際大学学長を職指定理事と定め、2 号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者、3 号理事である学識経験者は高い見識と豊富な経営経験を持つ者として定めており、「学校法人九州文化学園理事会規則」第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づき選任し、外部からの幅広い意見を取入れながら、中期計画に沿った事業計画の確実な執行等、理事会の運営は適切に行っている。また、「学校法人九州文化学園寄附行為」第 3 章に則り、役員、理事会及び理事の職務内容を明確に定めている。
- 中期的な計画については、第 2 期中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）を令和 2(2022)年度第 4 回理事会において審議・承認、令和 5(2023)年度第 3 回理事会、令和 5(2023)年度第 6 回理事会において一部改正を行っている。

### 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

- 使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、各部門の連絡を密に行い、組織の相互理解を高め理事会は適切に機能している。使命・目的の達成に向けて社会的な変化への対応に対する速やかな意思決定のため担当理事を定め、その役割を果たしている。
- 大学の使命・目的を達成するために、学長の教学運営と理事長による大学経営の接点として、学長が全学的な意見を集約し、学長の意思決定を円滑に行うために、法人と大学が情報や課題を共有し、連絡調整を行うことを目的とした運営会議を開催している。構成メンバーは学長、理事長に法人本部長、法人事務局長及び大学事務局長等を加え、法人全体の経営方針との調整を図っている。また、副学長、各学部長、各研究科長も同会議の構成メンバーであり、法人及び部門間のコミュニケーションによる学長の意思決定を円滑に行っている。
- 各委員会の構成メンバーとして、事務局長又は事務局次長もしくは代務者及び所管課課長が参画し、また全学教授会に各課課長等が陪席することで教学運営状況を共有し

ている。

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

#### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

- 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行うため、「学校法人九州文化学園寄附行為」第 11 条により、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理すること、また同第 16 条第 7 項において、理事会に議長を置き、理事長をもって充てること、さらに、同第 21 条において、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことを明記している。理事長は、評議員会を招集し、予算や借入金、事業計画及び「学校法人九州文化学園寄附行為」の変更等について、評議員会に議案を提出し意見を聴く。また、評議員会に対し決算報告をして意見を求めるほか、学校法人としての意思決定がより機動的に行えるようにしている。

#### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

- 評議員の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」第 23 条により適切に運用している。評議員は 19 人で構成されている。
- 評議員会の運営については、令和 4(2022)年度において評議員会は 5 回開催され、評議員の実質出席率は 93.4%、令和 5(2023)年度において評議員会は 4 回開催され、評議員の実質出席率は 90.5%となっており、適切な助言を行うなど、理事会に対するチェック機能を果たしている。また予算については学校法人の目的等に合致しているか、決算については事業計画に対する実績を評価し、今後の事業運営に関する意見を述べている。
- 監事の選任に関しては、「学校法人九州文化学園寄附行為」第 7 条において理事会で選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任することを規定し、3 人の監事を選定し、適切に運用している。
- 監事の職務について、「寄附行為」に基づき、令和 4(2022)年度の理事会出席率は 100%（5 回開催）、評議員会出席率は 100%（5 回開催）、令和 5(2023)年度の理事会出席率は 100%（6 回開催）、評議員会出席率は 100%（4 回開催）であった。監事は非常勤で、業務としては、「学校法人九州文化学園監事監査規則」、「学校法人九州文化学園監事監査基準」、「学校法人九州文化学園監事会内規」に基づき、監査計画表を策定し、計画に沿って業務等（教学監査含む）の監査を行うとともに、理事会・評議員会へ出席して業務又は財産の状況について意見を述べている。また、監査法人による会計監査に同席している。さらに、監事による職員への業務状況のヒアリングを実施し、業務上の課題を抽出している。
- 本法人は、令和 3(2021)年 6 月、理事長直轄の内部監査室を設置している。内部監査の監査担当者は、本法人が設置する部門(学校・本部)の事務(局)長が一時的に兼務し、他部門（被監査部門）を監査する相互監査の形態を採っている。被監査部門は、本法人の全部門を対象に選定され、年 2 回の定期監査を実施し、大学等の公的研究費に関して実施するモニタリングとも連携している。監事、公認会計士とは、其々が、監査

活動を通じて認識した、法人全体に係るリスクあるいは課題について、情報を共有し監査機能の充実を図っている。

#### 6-4. 財務基盤と収支

##### 6-4-① 財務基盤の確立

##### 6-4-② 収支バランスの確保

##### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-4-① 財務基盤の確立

- 翌年度繰越支払資金は、令和 4(2022)年度は 14 億 3 千万円であり、令和 5(2023)年度は 9 億 2 千万円であった。令和 5(2023)年度の減少要因は、後述の収支バランスが令和 4(2022)年度・令和 5(2023)年度と 2 期にわたり取れなかったこと、また令和 4(2022)年度末の未払金が例年と比較して 2 億円以上多く、これを令和 5(2023)年度に支払ったことによる。一方で約定返済の履行は、確実に実施している。約定返済の今後は、令和 6(2024)年度をピークとして以後、大幅に減少していくことから、財務基盤の確立に寄与していく。

表 6-4-1 令和 4(2022)年度以降の約定返済額（法人全体）

年度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
返済額 (百万円)	355	276	501	375	165	119	89	53

- 資産運用については、「学校法人九州文化学園資金運用規則」「学校法人九州文化学園資金運用管理基準」に則り、安全性と流動性を重視した運用に努めている。資産運用状況は、各年度当初の理事会に報告することを義務付けている。

##### 6-4-② 収支バランスの確保

- 収支バランスを確保するために、「学校法人九州文化学園経理規則」第 5 章及び「学校法人九州文化学園予算規定」第 2 章の規定に基づき、まず理事長による予算編成方針と、法人事務局長による予算編成要領が各部門に示されて予算を編成する。
- 収入と支出のバランスについて、本法人は中期計画や各年度の事業計画目標に基づく予算執行に努めてきたが、令和 4(2022)年度は、法人全体で基本金組入前当年度収支差額が△2 億 5 千 2 百万円、事業活動収支差額比△4.3%、経常収支差額比率△4.8%という状況であった。令和 5(2023)年度は、法人全体で基本金組入前当年度収支差額が△2 億 4 千万円、事業活動収支差額比△4.0%、経常収支差額比率△4.2%という状況であった。一方、大学単独では、令和 4(2022)年度は、基本金組入前当年度収支差額 1 億 6 千 2 百万円、事業活動収支差額比 4.4%、経常収支差額比率 4.1%であった。令和 5(2023)年度は、基本金組入前当年度収支差額 5 千 4 百万円、事業活動収支差額比 1.5%、経常収支差額比率 1.3%であった。
- 外部資金に関して、寄付金については、法人全体では、令和 4(2022)年度は 16 百万円、令和 5(2023)年度は 11 百万円、大学としては、令和 4(2022)年度は 12 百万円、令和 5(2023)年度は 7 百万円であった。

### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

- 令和 2(2020)年 12 月 4 日（修正：令和 6(2024)年 3 月 28 日）開催の理事会において承認された学校法人九州文化学園中期計画（令和 3 年度～令和 7 年度 5 か年）に基づき財務上の数値目標を設定して、適切な財務運営を行っている。
- 令和 4(2022)年度法人全体の経常収支差額比率は△4.8%、令和 5(2023)年度経常収支差額比率は△4.2%となり、学校法人九州文化学園中期計画の数値目標（修正後）を達成している。
- 本法人は学校法人九州文化学園中期計画を達成するために各部門の事務局長による会議を毎月開催し、各部門の財務計画の月次予実管理を徹底することで法人全体の中期計画における財務上の数値目標達成を図るなど適切な財務運営を行っている。

## 6-5. 会計

### 6-5-① 会計処理の適正な実施

### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-5-① 会計処理の適正な実施

- 本法人の予算策定においては、「学校法人九州文化学園経理規則」第 5 章及び「学校法人九州文化学園予算規定」第 2 章の規定に基づき、まず理事長による予算編成方針と、法人事務局長による予算編成要領が各部門に示されて編成される。
- 大学においては、学長の教育活動方針に基づく予算編成スケジュールに沿って予算原案を作成する。立案された予算原案は運営会議の承認を経て予算案として具体化され評議員会に諮問し、理事会で議決している。予算編成については、学校法人九州文化学園中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度 5 カ年）及び当該年度の事業計画を踏まえ、学部学科や事務局各課との協議・調整を行い、運営会議で審議し、学長が決定を行い、法人事務局財務課を経て法人事務局長へ提出する。
- 法人事務局では法人全体の事業計画及び予算案を勘案し優先度による予算書の具体案を決定する。
- 予算執行においては、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園経理規則」「学校法人九州文化学園予算規定」「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」等の関係規定に基づく会計処理を適正に実施している。
- 大学においては、予算の管理については、Web 予算管理システムによる運用を行っており、予算の執行事務については全教職員に対し毎年度予算執行のための「勘定科目基準書」を明示し、会計事務処理を適正に行っている。また事業を円滑に行うため、出張命令及び予算施行に関して職責と予算規模に応じて適切な委任ができる体制を整えている。
- 法人事務局財務課が主催する原則月 1 回開催される会計担当者会議において、会計事務の効率化や適切な事務処理の統一化を図っている。
- 予算と著しくかい離がある決算額の科目については、その原因を分析し、補正予算を編成している。補正予算は評議員会で審議し、理事会で議決している。

### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- 会計監査などを行う体制については、本法人は公認会計士による会計監査及び監事による業務監査（教学監査を含む）と会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、令和(2022)年度・令和 5(2023)年度は延べ 900 時間行われ、会計帳簿類及び決算書類等による監査を厳正に行っている。一方、監事による監査は会計帳簿書類を閲覧・照合による財産状況を監査する会計監査と各部門における事業計画の進捗状況や職員面接実施による業務執行上の課題抽出による業務監査（教学監査を含む）を実施している。監査結果については、監事が原則として年 4 回開催される理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。
- 監事は公認会計士との意見交換や内部監査室との連携を行っており、三様監査及び会計監査体制の整備により、会計監査を厳格に実施している。